

# ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター  
第 87 号 2022 年 8 月

## HEADLINE

本号では、法務省法務総合研究所が主催して 2022 年 5 月 28 日に実施した法整備支援連携企画「法整備支援へのいざない」を取り上げました。これは、当財団が法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センターと連携して毎年実施している法整備支援連携企画の一つであり、オンラインと会場（法務省国際法務総合センター国際会議場 A）を併用したかたちで開催されました。

本連携企画「法整備支援へのいざない」は、国際協力に興味がある方、法整備支援について知りたい方、法律を勉強するか国際関係を勉強するか今後の進路に迷っている方を主に対象にするものです。

（目次）

開会挨拶	法務省法務総合研究所長	上富 敏伸	3
導入講義	「法整備支援ってなんだ？」		4
	法務省法務総合研究所国際協力部教官	坂本 達也	
	法務省法務総合研究所総務企画部事務官	徳井 靖士	
パネルディスカッション	「法整備支援への携わり方」		8
	パネリスト：		
	JICA ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム特別嘱託（弁護士）	澤井 裕	
	JICA 長期派遣専門家（インドネシア）	西尾 信員	
	国土交通省国土交通政策研究所研究官・前慶應グローバル法研究所研究員	深沢 瞳	
	UNODC 東南アジア大洋州地域事務所犯罪防止・刑事司法担当官補	田中 大	
	モデレーター：		
	法務省法務総合研究所国際協力部教官	川野 麻衣子	
講演	「長期派遣専門家の仕事～ラオスでの経験から」		21
	法務省法務総合研究所国際協力部副部長	須田 大	

対談 「対象国から見た日本の法整備支援」	.....	26
話し手：		
ラオス国立司法研修所副所長	ペッサマイ・サイモンクン	
ラオス中部高等人民検察院民事事件検討課課長	ラッタナポーン・パパックディ	
聞き手：		
法務省法務総合研究所国際協力部教官	矢尾板 隼	

総括質疑応答	.....	30
--------	-------	----

閉会挨拶 「法の支配を目指して」	.....	36
公益財団法人国際民商事法センター理事		
弁護士・元広島高等検察庁検事長	酒井 邦彦	

司会：法務省法務総合研究所国際協力部教官 村上愛子

【資料】（リンクをクリックすると資料を閲覧できます）

- ・法整備支援ってなんだ？（坂本 達也氏）
- ・JICAによる法整備支援（澤井 裕氏）
- ・インドネシア共和国（西尾 信員氏）
- ・今すぐはじめる法整備支援（深沢 瞳氏）
- ・長期派遣専門家の仕事～ラオスでの経験から（須田 大氏）

（村上）ただ今から、法整備支援連携企画「法整備支援へのいざない」を開会します。私は本日の司会進行を務めます、法務省法務総合研究所国際協力部教官で検察官出身の村上愛子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

「法整備支援へのいざない」は、名古屋大学法政国際教育協力研究センターが開催するサマースクール、慶應義塾大学大学院法務研究科が開催する法整備支援シンポジウムとの連携企画として実施しているもので、名前を変えながら、今回で14回目を迎えます。今年の「法整備支援へのいざない」は、会場参加とオンライン参加を併用した開催方式で開催しています。

質疑応答については、各セッションの間でも可能な限り取り上げますが、最後に総括質疑応答の時間も設けています。事前にご質問を頂いておりますが、各セッションの途中あるいは休憩時間を利用し、ZoomのQ&A機能にて追加のご質問も承っております。ご質問の際には、どなたへのご質問か明記の上、お書きください。

それでは、閉会挨拶を法務総合研究所所長の上富敏伸より申し上げます。上富所長、よろしく申し上げます。

## 開会挨拶

### 上富 敏伸（法務省法務総合研究所長）

本日は「法整備支援へのいざない」にご参加くださり、ありがとうございます。法務省法務総合研究所長の上富と申します。若い皆さんが法整備支援というプロジェクトに興味を持ってくださり、忙しい毎日を過ごしている中で、週末の午後の時間帯に、こうして私どもの催しにご参加くださっていることを心強く思います。

今年のいざないは、会場とオンラインによるハイブリッド方式での開催となっています。コロナ禍における業務のやり方として、様々な分野で、いわば強いられる形でオンライン形式の導入が図られてきたわけですが、今後は会場にいらっしゃる方だけではなく、様々な事情から会場にいらっしゃることができない方も含めて、より多くの皆さんに参加可能な新しいやり方を工夫してみようということで今回試みてみたものです。通信状態の問題などを含め、ご不便をお掛けすることもあるかと思いますが、ご容赦ください。

法務省における法整備支援は、平成6年（1994年）のベトナムに対する支援の開始を端緒とし、その後、カンボジア、ラオスと対象国を拡大しながら現在に至っています。その歴史は既に四半世紀を超えました。今日ご参加いただいている皆さんと同じくらい、あるいはそれ以上の年齢を重ねていることとなります。

また、本シンポジウムを主催する法務総合研究所の国際協力部は、法務省における法整備支援に専従する組織として平成13年（2001年）に設けられた部署で、こちらも既に20年を超えて活動しています。こうした積み重ねの上に今日の法整備支援活動が成り立っていることも知っておいていただくと幸いです。

本日は、導入講義に引き続き、法整備支援の現場に携わってこられた専門家によるパネルディスカッション、そして、ラオスにおける法整備支援に関して、長期派遣専門家としての活動経験を踏まえた講演、これはいわば日本側から見た支援の実情を紹介するものになります。さらに、対象国であるラオスの側から見た日本の法整備支援の実情に関して、ラオスの専門家から話を伺う機会を設け、多角的な視点を意識したプログラムを構成してみました。

法整備支援は相手のあるプロジェクトですから、対象国の方々がどのような要望を持ち、日本の支援の実際をどのように受け止めているのかを知ることは、より良い支援の実現のために有用なことです。ご参加いただいている皆さんがより具体的でリアルなイメージを持つことに役立てることを願っています。

法整備支援は、一朝一夕に目に見える成果が上がるような性格の活動ではありません。法の支配と人権の尊重という理念を、形だけではなく本当の意味で社会に根付かせることは容易なことではありません。しかし、そうしたものが根付き、それを支える豊富な人材がいる社会は、様々な困難、情勢の変化に対する抵抗力の強い社会であるはずで

私が現在のポストに就いて約2年になりますが、この短い期間においても、パンデミックだけではなく、国外において人々の安全や権利が損なわれるような様々な事象が起きていますが、そうした事態に対する抵抗力の強い社会を対象国の方々が作り上げるに際して、法整備支援がいくばくかの貢献をすることができることを信じて、関係者はそれぞれのプロジェクトに取り組んでいます。

本日ご参加いただいている皆さんが、法整備支援に関して具体的なイメージを持つとともに、長い目で見た大きな視点についてもより関心を持っていただき、一人でも多くの方がこの世界にチャレンジしてみようと考えていただけるようになれば幸いです。簡単ですが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

(村上) 上富所長、どうもありがとうございました。

それでは、導入講義に移ります。「法整備支援ってなんだ？」と題しまして、法務総合研究所国際協力部教官、坂本達也、同じく、法務総合研究所総務企画部事務官、徳井靖士よりご説明いたします。坂本教官、徳井事務官、よろしく申し上げます。

## 導入講義「法整備支援ってなんだ？」

坂本 達也 (法務省法務総合研究所国際協力部教官)

徳井 靖士 (法務省法務総合研究所総務企画部事務官)

### 1.自己紹介・講義の目的

(坂本) 皆さん、こんにちは。法務省法務総合研究所国際協力部教官の坂本達也と申します。本日は「法整備支援へのいざない」にご参加いただき、ありがとうございます。私からは、本企画の導入講義として、法整備支援の概要について紹介したいと思います。

私が行う導入講義の内容は、大きく分けて「法整備支援とは?」「法整備支援はどのような行われているか?」の2点です。1点目は、法整備支援とはどのような目的で、どのような活動をしているのかという点の説明になります。2点目は、日本の法整備支援をどのような人々が、どのような手法で行っているかを説明し、その中で法務省がどういった役割を果たしているのかという点を説明したいと思います。

### 2.法整備支援とは

とても大雑把に定義すると、法整備支援とは、支援対象国（主に開発途上国）に対し、それらの国々が進めている法制度の整備を支援することをいいます。そうはいってもまだまだ抽象的ですが、法整備支援には三つの支援の柱があるといわれており、この点について説明する中でイメージを持ってもらえればと思います。

一つ目の柱は、法律を作る支援です。この点については、ラオスの例を紹介したいと思います。ラオスは社会主義国家ですが、1986年から市場経済への移行を支持する新しい法制度の構築を推進しています。ラオス政府は、この政策に伴い、所有権法、契約法といった個別法を制定してきましたが、これらは小さな立法を積み重ねて、その都度、実務の変化に対応するという形で進められたため、それぞれの法律の規定が矛盾するなどの状況が生じていました。こうした問題点を解消するため、2012年から統一的な民法典を作成するための支援が行われ、2018年にラオス民法典が成立し、2020年5月に施行されました。

二つ目の柱は、法律が適正に運用・執行されるための支援です。この点については、スリランカを例にお話しします。スリランカは、2009年に長年続いた内戦が終わり、社会制度の再建に取り組んでいます。しかし、現在のスリランカの裁判所は、訴訟が遅延し、大量の事件が処理されないままになっているという問題を抱えています。そこで2019年から、刑事訴訟の遅延解消を目的として、訴訟運営の在り方などについて講義や意見交換を

行うなどの支援が行われています。

三つ目の柱は、法律家などの人材育成の支援です。この点については、カンボジアの支援を紹介します。カンボジアでは、1970年代のポルポト政権時代に多くの知識人が虐殺され、法律家がほとんどいなくなっていました。そこで、裁判官と検察官を養成する学校に対する支援を行い、その学校で先生となる人材を育てたり、授業のカリキュラムを改善したりするための活動を行っています。

法整備支援がどういったものかという点について、ある程度イメージを持ってもらうことができたと思うので、少し抽象的ではありますが、法整備支援の目的についてお話ししたいと思います。

法整備支援は、支援を通じて、支援対象国において法の支配やグッドガバナンスを確立し、個人の権利が守られ、経済活動が活発になり、社会が持続的に発展し、国が安定するための基盤を作ることを目的としています。日本で暮らすわれわれには容易には想像できないかもしれませんが、法律が整備されていない社会では、例えば財産が理由もなく取り上げられたり、相手が約束を守ってくれなくても打つ手がなかったりします。個人の権利は守られていませんし、経済活動を円滑に行うことも難しい状態です。いわば社会が発展する土台が築かれていない状態と言えるでしょう。こうした状態を解消し、支援対象国が持続的に成長するための土台を作ることが法整備支援の目的です。

皆さんは、どうしてそのような支援を日本が行うのかという点に疑問を持たれるかもしれません。この疑問に対する答えは必ずしも一つではありませんが、支援対象国の法の支配の確立に貢献することにより、日本は国際社会での責任を果たし、支援対象国との信頼関係を構築することができます。また、例えば日本企業が海外に進出する際にも、法整備が十分になされていない国では安心してビジネスを展開することができません。法整備支援には、日本企業の海外展開を支える側面もあるのです。

実は法整備支援は日本だけが実施しているわけではなく、欧米諸国なども実施しています。その中で、日本の法整備支援は、寄り添い型である点に特徴があります。相手の国にはそれぞれの歴史があり、それぞれの価値観や事情があります。日本の法整備支援は、日本の制度や価値観を押し付けるのではなく、相手の国の方々と対話し、その国の実情に合った法制度を一緒に考える姿勢を大事にしています。具体的にどういった活動をしているのかということは、この後、この講義でも概要をお話ししますし、この後のプログラムでより詳しく紹介がありますが、先ほど申し上げたとおり、法律を作る支援だけではなく、その運用や執行、さらにはそれを行う支援対象国の人々の人材育成までも支援し、支援対象国自身による持続的な法制度の運用まで目指しているところも、寄り添い型支援の特徴の一つと言えると思います。

### 3.法整備支援はどのように行われているか

ここからは、法整備支援がどのように行われているかという点についてお話ししたいと思います。法整備支援の実施には多くの職種の方々が関与しており、その意味で、法整備支援はオールジャパンの取り組みであるといわれています。この中で法務省がどのような形で法整備支援を行っているか、私たち国際協力部の紹介も兼ねながら説明したいと思います。

国際協力部は、法務省の法務総合研究所という機関の中にあり、法務省の法整備支援を実施する部署です。2001年4月に創設され、今年で21年目を迎えます。International Cooperation Departmentの頭文字を取ってICDと略されることもあります。国際協力部には、検察官出身である部長・副部長、検察官・裁判官・法務省民事局出身である教官、検察庁・法務局等出身の専門官など、様々なバックグラウンドの職員がいます。ちなみに私は裁判官出身の教官です。国際協力部が入っている法務総合研究所の国際法務総合センターには、国際会議場も設けられています。

では、われわれ国際協力部がどのような活動をしているかという点について説明したいと思います。われわれの支援活動の中には、JICA（独立行政法人国際協力機構）と協力して行っているものと、国際協力部が独自に行っているものがあります。

まずは、JICAと協力して行っている支援について説明します。ご存じのとおりJICAは、ODA（official development assistance）の実施主体として、開発途上国に対する支援を幅広く行っています。鉄道の建設、水道の整備などハード面の支援がイメージのつかみやすいところですが、法整備支援もODAに基づく支援の一つです。

JICAが行う法整備支援にも様々な形がありますが、代表的なのは、JICAが法整備支援プロジェクトを立ち上げ、支援対象国に検察官、裁判官、弁護士である長期専門家を派遣する形です。長期専門家は、現地に滞在し、相手国の担当者（裁判所や行政官庁等の方々と、プロジェクトで設定された課題の解決のために日夜尽力することになります。このプロジェクトの中では、課題の解決のために必要な知識等をインプットするため、日本から現地に出向いて講義等を行う現地セミナーや、現地の方々を日本に招いて講義、法廷傍聴等を行う本邦研修を実施することもあります。

われわれ法律の専門家が集まる国際協力部は、このようなJICAのプロジェクトに協力する形で支援活動を行っています。国際協力部のメンバーは、先ほど申し上げたJICAの長期専門家と日常的に連絡を取り合い、長期専門家と共にプロジェクトの中で生じた課題の解決等に当たっています。JICAの長期専門家は、国際協力部に所属する検察官や裁判官出身の教官が派遣される例も多く、長期専門家の給源になっているとも言えるでしょう。また、現地セミナーや本邦研修を実施する場合には、そのプランニングをしたり、教官が講義を担当したりしています。JICAのプロジェクトには、法務省の国際協力部以外にも、裁判所や弁護士会、大学や研究機関も協力していますが、国際協力部はこれら日本の諸機関とJICAとの窓口にもなっており、いわばハブのような役割も果たしています。

これまで説明したJICAと国際協力部が協力して行っている支援活動では、法律を作る支援のみならず、実務の運用改善や人材育成にも力を入れています。また、インドネシアの例では、民法等の基本法令の支援にとどまらず、知的財産法といったビジネス関連法令の環境整備も支援しており、日本企業の海外展開を支える活動であるという点が理解していただけたと思います。以上がJICAのプロジェクトを通じた国際協力部の活動です。

次に、われわれ国際協力部が独自に行っている支援について説明します。活動内容としては、支援対象国の裁判所や行政官庁の方々と直接やりとりをして、支援対象国の課題の解決について支援したり共同研究を行ったりしています。ここでも現地セミナーや本邦研修を実施しており、われわれ教官が中心となって講義等を行います。裁判所や大学等の諸機関の協力も頂いています。国際協力部独自の支援活動では、様々な国の幅広い分野に

ついて支援活動を行っています。ミャンマーに対しても、土地登録に関する共同研究や現地調査等の活動を行っていましたが、現在は政情不安のため活動を停止しています。

日本での研修では、研修参加者に日本の法制度を紹介する講義を行ったり、相手国の課題について日本の専門家と研修参加者との議論を行ったり、裁判所など日本の関係機関を見学してもらうことを通じて相手国の法整備を支援しています。国際協力部の教官たちがネパールを訪れ、日本の民事訴訟の手続を紹介するために模擬裁判を行ったこともあります。

#### 4.法整備支援への関わり方

さて、ここまで法整備支援を紹介してきました。この講義を聴いている方の中には、法整備支援に自分も携わりたいと思っている方もいると思うので、法整備支援に携わる方法について簡単に紹介したいと思います。

まず、われわれ国際協力部で教官や国際専門官として勤務することが、法整備支援に携わる方法の一つです。国際協力部には、検察官、裁判官のみならず、検察事務官、法務局出身の職員等がいます。もちろん所属する組織の人事の関係があるので、必ずしも希望どおりというわけにはいきませんが、例えば私が所属する裁判所であれば、法整備支援に関与したいという希望を出すことは可能です。

国際協力部で勤務するほかにも、JICAの職員として勤務する、弁護士として日本弁護士連合会が行う法整備支援活動に関与する、法律の研究者として海外の法や法整備支援の研究をしたり海外の学生を指導して人材を育成したりする、さらに、国連などの法整備支援を行っている国際機関で勤務するなど、方法はいろいろあります。

この後、この導入講義では、国際事務部門の事務官から国際専門官の仕事について紹介し、さらに、休憩を挟んでパネルディスカッションでは、様々な立場で法整備支援に携わっている方々から話を伺おうと思いますので、楽しみにしていただければと思います。

最後になりますが、「法整備支援へのいざない」を通じて法整備支援に興味を持った方は、国際協力部が発行する「ICD NEWS」をご覧ください。当部の活動をより具体的に知ることができます。オンラインで無料で読むことができますので、ぜひご覧ください。

私からの講義は以上です。次に事務官の徳井から、専門官の仕事について紹介します。

#### 5.国際専門官の仕事

(徳井) 会場の皆さま、オンライン参加されている皆さま、このたびは「法整備支援へのいざない」にご参加いただき、ありがとうございます。法務省法務総合研究所総務企画部国際事務部門の事務官の徳井靖士と申します。国際協力部が行う法整備支援活動に事務方として携わっています。私は国家公務員試験に合格し、大阪法務局に入庁して数年勤務した後、現在の部署に異動しました。

国際協力部は、法整備支援対象国に対する研修やセミナーを行っています。もちろん国際協力部だけで行うことはできず、様々な機関と連携して支援活動を行っており、国際専門官は、その際に各関係者と連絡調整を行ったり、事務連絡文書を作ったりすることを主な業務としています。他にも、本シンポジウムのようなイベントの事前準備・運営をしたり、現地調査や現地セミナーを行う教官に随行して海外に行ったりしています。

ここからは、具体的に私が現在の部署で経験したことをお話ししたいと思います。

この部署では外国の方々と関わるがあるので、外国の方々と直接接したことが一番印象に残っています。この後に予定されている対談に参加するペッサマイさんとラッタナポーンさんが、今年の3月にわれわれの庁舎にインターンシップでお越しになった際には、事務官として様々な事務的な説明をしたり、一緒にご飯を食べたりしました。今までの人生で外国の方々と直接接したことがなかったのですが、この職場で接することができて大変印象に残っています。また、今年の4月には、支援対象国であるネパールに現地出張に行きました。現地の方々と、事務的なやりとりではありますが、直接会って話したことが非常に刺激的で、この職場でのやりがいを感じました。渡航先や日本の検疫措置等を調べて準備しなければならないという難しい部分もありましたが、その分、大変充実した出張になったと思います。

外国の方々と接した経験について話しましたが、実は私は英語がほとんどできません。大阪法務局に採用されて入庁したときは、まさか自分がこのような業務をしているとは想像もしていませんでした。もちろんこの部署で働く上で英語ができるに越したことはないですが、私のような人でも事務方として法整備支援活動に携わっているということを知っていただければ幸いです。ご清聴ありがとうございました。

(村上) 坂本教官、徳井事務官、ありがとうございました。

#### パネルディスカッション「法整備支援への携わり方」

パネリスト：

澤井 裕 (JICA ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム特別嘱託  
(弁護士))

西尾 信員 (JICA 長期派遣専門家 (インドネシア))

深沢 瞳 (国土交通省国土交通政策研究所研究官・前慶應グローバル法研究所研究員)

田中 大 (UNODC 東南アジア大洋州地域事務所犯罪防止・刑事司法担当官補)

モデレーター：

川野 麻衣子 (法務省法務総合研究所国際協力部教官)

(村上) それではパネルディスカッションに移ります。テーマは「法整備支援への携わり方」です。ここからは、モデレーターを務めます法務総合研究所国際協力部教官、川野麻衣子より進行させていただきます。川野教官、よろしくをお願いします。

(川野) 皆さん、こんにちは。ここから「法整備支援への携わり方」をテーマにパネルディスカッションをしていきたいと思います。私はモデレーターを務めます法務省法務総合研究所国際協力部教官の川野麻衣子と申します。よろしくをお願いします。

先ほどの坂本教官の講義にもありましたとおり、法整備支援はICDだけが実施している活動ではなく、様々な機関が関わって行っています。このパネルディスカッションでは、様々なバックグラウンドをお持ちの4人の方々にパネリストとして登壇していただき、現在どのような仕事をしているのか、その仕事に就くためにどのようなキャリアパスを経たのかを探っていきたいと思います。



## 1.経歴・現在の活動内容

(川野) 最初に、これまでの経歴や、現在どのような組織でどのような仕事をしているのかなどを含めて、お一人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

まずは、JICA ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの特別嘱託で弁護士の澤井裕さんです。澤井さん、お願いします。

(澤井) JICA ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの特別嘱託・弁護士の澤井です。本日はお忙しい中、このような機会を頂き大変ありがたく思っています。

私からはJICA の様々な事業の中で、法整備支援がどういう位置付けにあるのか、そこに弁護士としてどう関われるのか、また、私はJICA の正規職員とは異なる特別嘱託という立場であるため、JICA でどういった業務を行っているかについて説明したいと思います。

私は昨年11月にJICAに入構しました。今後は弁護士という立場で長期専門家として現地に派遣される予定です。その前提として、まずはJICAの事業を理解するべく、今はJICA本部で仕事をしています。

私は元々、普通の法律事務所で、一般民事も含めた裁判実務に携わっていました。その後、国際協力銀行で日本企業の海外進出や、現地の子会社に対する投資等を支援する上で必要な金融法務を担当し、スタートアップ企業の法務部長を経て現職に至ります。国際実務に携わる上で、裁判実務を経験しておくことは非常に有用だと思います。また、日弁連の国際交流委員会においてラオスの弁護士会の支援活動に従事したり、慶應義塾大学大学院のグローバル法務専攻(LL.M.)において英語での授業等を経験しています。

現在、JICAの中では、カンボジア、ラオス、インドネシアの各法整備支援案件を、ICDの各担当者の方々と一緒に担当し、JICAの長期専門家の支援などに携わっています。企業におけるインハウス業務だと、事業を回すよりも後ろで支えることが多いと思いますが、JICAでは事業担当者として事業を回す側に立てることが非常に魅力だと思います。

JICAの事業における法整備支援の位置付けについて簡単に説明します。JICAの事業には、法整備支援以外にも、例えば病院を建てるための資金協力などがあります。法整備支援は技術協力という位置付けで、JICAの様々な事業の中の一つという扱いになります。その意味では、JICAの事業全体が何を目指しているのかということを理解することが非常に大事だと思います。

JICAはODAの実施機関であり、JICAの事業は日本政府の開発協力大綱の枠に沿った事業が行われています。開発協力大綱には三つの大きな課題があり、二つ目の普遍的価値の共有というところに法整備支援は位置付けられていると思います。現在の状況下では、世界における日本の立ち位置を考えた場合、普遍的価値の共有は非常に話題になっており、法整備支援も、JICAの事業の中で非常に大きなポジションを占めていると思います。

JICA事業として行っている法整備支援の対象は刑事分野や民事分野での支援がメインだと思われるかもしれませんが、それ以外にも、競争法に関する分野への協力などを行っています。東南アジアで非常に注目されてきた法整備支援案件が、南アジアやアフリカなど、さらに対象地域を広げており、2021年度も、数多くの国で、研修も含めた法整備支援に関する活動を行いました。また、私が所属しているJICAの法・司法チームの業務は、法

整備支援以外に、選挙支援、警察協力等にも及んでいます。興味のある方は JICA のホームページ等で詳細を確認していただければと思います。

すでに申し上げたことの繰り返しになってしまいますが、通常の法務部は事業のバックオフィスになってしまいますが、特別嘱託はまさに事業の最前線で、先方の政府との交渉などに関わることが非常に大きな魅力だと思っています。あとは複数の法整備案件に関与することで、比較の視点を持った上で長期専門家として派遣されることは、案件の内容を検討するうえで、非常に有用です。JICA の事業を理解する経験ができることも、法整備支援に関わる上で非常に有効だと思っています。

(川野) 澤井さんとは先日、カンボジアと一緒に出張して、まさに最前線の現場を体験してきました。出張前から、そして出張が終わってからも毎日のように連絡を取り合っていますが、今日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、2 人目のパネリストのご紹介です。2 人目は、JICA 長期派遣専門家としてインドネシアで活躍中の西尾信員さんです。西尾さん、お願いします。

(西尾) こんにちは。インドネシア担当の JICA 長期専門家の西尾と申します。私は裁判官出身で、司法修習は 63 期です。2011 年 1 月に任官して 12 年目になります。その間、もっぱら民事事件を担当してきましたが、そのうち 1 年間は、アメリカのペンシルベニア大学ロースクールに留学していました。直近の裁判官としての経験では、2018 年から 3 年間、東京地裁におり、最初の 2 年間は通常民事部に、最後の 1 年間は知的財産権専門部に在籍していました。2021 年 4 月に ICD に異動し、同年 11 月から現職になります。来年 9 月までこちらで活動する予定です。

現在の仕事の内容を説明します。私が今いるインドネシアは、人口が世界 4 位で、名目 GDP が 1 兆ドルを超えています。これはますます増えていくのではないかとわれています。ASEAN の本部が置かれていて ASEAN の盟主とも呼ばれており、今後の成長が非常に期待されている国の一つです。首都ジャカルタは大都市で、一方で有名な観光地のバリもあります。

私が現在取り組んでいるプロジェクトは「ビジネス環境改善のためのドラフター能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」で、2021 年 10 月から 2025 年 9 月までの 4 年間で予定しています。インドネシア側のカウンターパートは法務人権省法規総局と最高裁判所です。私に関与しているのは、地方出張講義等を含む研修の立案・実施と、判決集を含む執務参考資料の作成・公開・普及を目的とした活動です。最高裁の 2 階にある執務室で勤務しています。

今年の 3 月には、ティモール島のクパンに赴いて地方出張講義を行いました。また、今まで「判決集第 1 集～知財全般～」と「判決集第 2 集～商標～」を作成し、そのうちの「判決集第 2 集」の完成披露パーティーも今年の 3 月に開かれました。最高裁長官や在インドネシア日本国大使も出席し、非常に賑やかな会となりました。

私の経歴と現在の仕事内容については以上です。

(川野) 西尾さんはインドネシアに派遣される前に半年間、ICD で教官の経験があり、その際に私もご一緒させていただきました。今日はどうぞよろしくお願いいたします。最近

西尾さんのように長期派遣専門家になる裁判官や検察官、公務員などは、ICD で一定期間仕事をして、現地の活動を把握してから現地に行くことが多くなっています。

続いて、3人目のパネリストをご紹介します。国土交通省国土交通政策研究所研究官で、前職は慶應グローバル法研究所研究員の深沢瞳さんです。よろしくお願いします。

(深沢) 皆さん、こんにちは。私からは「今すぐ始める法整備支援」と題して、大学での法整備支援への関わり方、また実際に行っている内容について簡単に説明したいと思います。

私は慶應義塾大学大学院法学研究科の後期博士課程にて、民法と法制度をある国の制度改革においてどのように用いていくべきかという開発法学を中心に研究し、現在は国土交通省国土交通政策研究所で研究官として勤務しています。今の仕事は、一見すると法整備支援とは全く関係ないように見えますが、この研究所は、日本の国土交通政策の改善に資する政策課題を調査・研究し、研究成果を将来の国土交通関連の法律の立法・改正に役立てることを目標にしています。私たち研究官の仕事は、その政策提言に向けた基礎情報の収集と調査・研究になります。従って、日本の国土交通政策を立法・改正作業を通じて、改善していくという点では、これまで研究してきた開発法学に通じる分野だと思っています。その他、法整備支援と関係がある部分としては、ベトナム国家大学ハノイ校日越大学日本学プログラムで非常勤講師をしています。ベトナムの大学で、週に1回、オンラインでベトナム人の学生に日本法の授業をしています。

大学と法整備支援の関わりについて簡単に説明します。先ほどの導入講義でも説明がありましたが、法整備支援の三つの柱の中に法曹人材の育成があります。法曹人材の育成の場として、現地での研修や日本での研修がありますが、より長期の研修の受け入れ先として活用されている場所は大学です。従って、誤解を恐れずに言えば、法曹人材の育成の主戦場は大学であると思います。

では、大学はどのような形で留学生を受け入れているのかというと、法整備支援では、JICA が実施している人材育成奨学計画や JICA 長期研修員受入制度等があります。現在、慶應義塾大学では、バングラデシュとラオスから法律家の留学生を受け入れています。この留学生は、裁判官や検察官、司法省職員や弁護士といった法曹有資格者です。しかし、日本では皆さんと同じ大学生や大学院生ですから、大学が受け入れた後、彼らは学部・大学院を卒業・修了し、学位取得を目指すことになります。何が言いたいかというと、同級生である皆さんが法整備支援に関わるチャンスは、外国に行く、あるいは将来法整備支援に携わる法曹人材になるだけでなく、今、日本で学期中にあるという事実を知っておいてほしいと思います。

ここからは、私がいた慶應義塾大学で実際にどのように法曹人材の育成に関わっていたのかという点についてお話ししたいと思います。慶應グローバル法研究所ではグローバル法務人材の育成を目指しており、具体的には、共同研究プログラムの実施や構築、留学生の学修・生活支援をしていました。私は、その共同研究プログラムの実施に当たって留学生向けのプログラムの計画や留学生を支援するためのチューターのリクルートをしていました。

特に留学生の学修・生活支援は、教員や研究者だけでなく、日本人学生のチューターが

大活躍していました。チューターの業務は様々ですが、日本での生活スタートアップとして、住民登録や国民健康保険の加入手続き、銀行口座開設のサポートなどの業務をお願いしていました。その他にも、日々のよろず相談や研究支援としては、図書館の使い方を教えたり、日本での本の購入方法の相談に対応したりといった仕事の内容があります。

チューターの皆さんは、留学生の日々の悩みを教員やその周辺にいる私たちに教えてくれます。そういったやりとりを通じて、私たちは留学生が抱えている学修や研究のつまづきを知ることができました。また留学生は、日本人の学生と一緒に学ぶことを通じて、どうしたらより良い研究ができるのかを考えるようになります。チューターの活動は、留学生の研究活動を円滑に進めていく上で、非常に大きな役割を担っていたと思います。

最後になりますが、大学での法整備支援への関わり方を考えたとき、実は今からやれることがたくさんあるということを知っておいてほしいと思います。例えば留学生が履修していそうな授業を履修してみる、留学生の日常生活を支援する取り組みに参加してみるといったことがあります。また、多くの大学が留学生向けの寮でレジデンシャルアシスタントという留学生を支援する学生を募集しています。それは学部生から参加することができますし、大学院生であれば、留学生のチューターに応募してみるということもあると思います。

このような、大学でできることをしていくことにより、将来自分がどのように法整備支援に関わるのかという展望が開けると思っています。

(川野) 法整備支援というと、法律の勉強をしてからとか、ある程度仕事をしてからというところに目が行きがちですが、今すぐにできる法整備支援があるということに気付かされました。大学で行われている活動は私も知らないことがたくさんあるので、今日はよろしくをお願いします。

4人目のパネリストは、国連薬物犯罪事務所（UNODC）東南アジア大洋州地域事務所の田中大さんです。田中さん、お願いします。

(田中) UNODC 東南アジア大洋州地域事務所の田中大と申します。本日はバンコクより参加しています。

UNODC ではプロジェクトマネジャーとして、東南アジア地域内の刑務所や、仮釈放、保護観察などの社会内処遇関係のプロジェクトを担当しています。私は元々、刑務所、刑事施設、少年院、少年鑑別所などの矯正施設の運営を所管する法務省矯正局に採用され、そこで17年ほど勤務し、2019年12月よりバンコクで勤務しています。

それまでの日本における業務としては、法務本省での勤務のほか、府中刑務所勤務や、国際関係業務としては外務本省において各種人権条約関係の業務に就き、また法務省矯正局においては、受刑者の移送条約の締結交渉やその実施、受刑者処遇に関する国際準則の改定作業への参加、その他国際会議への対応などに従事していました。

私が現在勤務する UNODC は、不正薬物と国際組織犯罪およびテロリズムなどの問題に取り組む国際機関で、そのマנדートには、各問題解決のための各条約の締結・実施や、加盟国に対する能力向上のための技術協力の提供が含まれています。この点で、日本の皆さまが実施している法整備支援のコンテキストと類似するところとしては、国際準則や国

内法整備の支援、それに向けた各国当局職員に対する研修の提供などがあります。なお、UNODC はオーストリアのウィーンに本部があり、その他各国には国別事務所や地域事務所などが置かれています。私が勤務する東南アジア大洋州地域事務所はタイのバンコクに置かれています。

東南アジア地域では、刑務所などの矯正施設における過剰収容、過密な収容が深刻な問題の一つであり、その解決に向けて UNODC は、ネルソン・マンデラ・ルールズと呼ばれる刑務所運営や受刑者の処遇に関する国際準則や、バンコク・ルールズ、東京ルールズと呼ばれる女性の犯罪者の特性に応じた処遇、社会内処遇に関する準則などの普及に向けた技術支援を実施しています。また、コロナ禍においては、刑事施設内、矯正施設内の感染拡大への対応にも取り組んでおり、最近では物資供給や物資支援などにも力を入れています。

UNODC では、国連加盟国に対する各種国際準則の普及活動を重要な業務の柱としており、可能な限り多くの国々において研修を実施するように努めています。国際準則の実施の点では、施設面の整備も非常に重要です。例えば保健衛生の点では、コロナ禍においてはマスクなどの PPE グッズ、個人防衛具などの提供のほか、飲料水の確保や衛生設備の充実に向けた支援などを行っています。これらのサポートは、国際準則の普及や、その内容面にも資するものと考えています。

(川野) 田中さんと私は実は法務省の採用同期で、今回は気軽にパネリストをお願いしてしまいました。よろしくお願ひします。国際機関の活動ということで、日本の機関とは法整備支援についての考え方や方法も違うと思うので、今日はそういう観点からもお話を聞ければと思います。

私も少しだけ経歴を紹介しますと、私は法務省民事局出身の ICD 教官です。国家公務員総合職として法務省民事局に入省し、これまで法務省内や他省庁、民事局の地方機関である法務局など様々な部署で仕事をしたり、イギリスへの 2 年間の留学を経験したりしました。2020 年から ICD 教官として、不動産登記や戸籍制度等の法整備支援に携わっています。法務省職員として国際業務に携わる道は複数あり、この機会に少し御紹介したいと思います。法整備支援はもちろん、国際機関や在外公館への出向、法務省所管の法律や政策に関する国際会議に参加したりする仕事もあります。このような仕事に興味のある方は、法務省のホームページに、国際法務人材として活躍する法務省職員のインタビューなどが載っていますので、ぜひご覧いただければと思います。

## 2.法整備支援に携わる方法

(川野) それでは、参加者の方から事前質問をたくさん頂いているので、その中でも多かった質問をパネリストの皆さんに聞いていきたいと思っています。まず多かったのが「どうすれば法整備支援に携わることができるのか」という質問です。そもそも、公務員である西尾さんや田中さん、それから私も組織に属しており、人事の関係で絶対に法整備支援ができるかというところというわけでもないのですが、どういうきっかけでこの仕事に就くことになったのか、そもそも国際的な仕事を希望していたのかということをお話いただければと思います。

(西尾) 私は裁判官出身なのですが、裁判所では若手裁判官に対して、裁判所の仕事だけでなく、外部で様々な経験を積んで見識を深めてもらう目的の下、判事補外部経験という制度があります。これには希望を出すことができ、項目としては法務省、弁護士、行政官庁、大使館等の在外公館、民間企業研修、海外留学等があります。その中に法整備支援という項目があります。私はこの制度に基づき、海外留学と法整備支援を経験する機会を得ることができました。私の場合は当初から国際関係の外部経験を希望していたので、海外留学、在外公館、または法整備支援を希望していました。

海外留学は、本人が希望していて、ある程度の英語力があれば、比較的希望はかないやすいと思います。法整備支援は、もっぱら海外留学経験者から選ばれる運用になっていますが、希望すればそれなりにかなう可能性は高いのではないかと考えています。

(川野) 「ある程度の英語力」という話がありましたが、それは後でお聞きしたいと思います。

では、田中さんから、この仕事にどういったきっかけで携わることになったのかななどを教えてください。

(田中) 私の今のポストは、東南アジア地域における刑務所運営や社会内処遇に関する業務に従事するものとして、2019年に新しいプロジェクトファンドに基づいて設置されたものです。私は日本の法務省より最初の担当者として派遣されたのですが、それまでこのポストの存在自体知らなかったもので、希望することはありませんでした。ただ、過去に国際関係業務に従事する機会があったので、その縁で法務省の人事担当者から声を掛けられ、2019年12月から今の事務所で勤務しているという経緯になります。

学生時代は必ずしも国際分野に興味があったわけではなく、法務省に入ってから留学する機会を頂き、そこから徐々に国際社会における特に刑事政策分野への関心が高まってきた、その後、日本において国際関係業務に従事する機会を多く頂いています。

(川野) 次は、弁護士である澤井さんにお尋ねします。弁護士は公務員と違って自分で行きたいところが選択できると思います。その中で澤井さんは JICA に入ることを選択したわけですが、他に弁護士の方が法整備支援をしたいと思ったときにどういう道があるのか、あとは澤井さんご自身がなぜ法整備支援に携わりたいと思ったのかというきっかけについて教えていただければと思います。

(澤井) まず、弁護士として法整備支援に関わる方法の一つ目としては、日弁連の国際交流委員会という組織に参画し、弁護士会として行う国際司法支援活動に従事し、先方関係者との色々な協議に参加することにより、国際協力に関する経験を積むという方法です。日弁連では、長期専門家の公募もしているもので、そこを目指して先ほどご説明した弁護士会での活動を行ったり、または留学したりして、日々の業務と並行して経験を積んでいくのがいいのではないかと考えています。

私自身が法整備支援に関わるようになったのは、大学のときにアフリカで NGO の活動をきっかけに、人々の暮らしに大きくかわるインフラに専門知識をもって関わりたいと思ったことがきっかけです。その後、ロースクールで法整備支援というものがあることを

知り、今のキャリアにつながっていったので、国際的な活動に限らず、学生時代の様々な経験も非常に役に立つと思います。

(川野) 続いて深沢さんにお尋ねします。大学で研究者として法整備支援に携わりたいと思った場合、深沢さんのように研究所に入る以外に、何か方法があるのか教えていただければと思います。

(深沢) 大学の研究所に所属して研究員として働く以外の関わり方として、学生の皆さんには、ぜひ留学生と関わる経験をしてほしいと思います。留学生に関わるというのは、友達になるだけでなく、それ以外にもレジデンシャルアシスタントやチューターといった学校が募集している留学生支援制度に応募してみるといった関わり方があると思います。

(川野) 深沢さんはどういうきっかけでこの道に進んだのですか。

(深沢) 私は、高校時代からなぜこの世には貧しい国と豊かな国があるのかということにずっと疑問を持っていて、どうしたら貧しい国の制度が良くなるのかということに興味を持ち、法学部に進学しました。そして勉強を続けていくうちに、開発法学という学問があることを知り、この分野に進むことになりました。

(川野) 澤井さんも深沢さんも、大学の頃から国際協力に関心をお持ちで、その先のキャリアとして法整備支援を選んだということだったかと思います。

### 3.法支援整備に携わるために必要なスキル・能力

(川野) では、二つ目の質問に移りたいと思います。これも非常に多く質問を頂いたのですが、法整備支援に携わるために必要なスキルや能力をお聞きしたいと思います。これについては、職務に必要な能力と語学能力ということで2種類の質問があったので、まずは職務に必要な能力から聞いていきたいと思います。

まず、法曹の資格を持つ澤井さんと西尾さんにお聞きします。お二人はロースクールで法律を学んだと思いますが、その中で、どういうところが法整備支援に役立っているのか、それから、実際に弁護士や裁判官になってからの実務経験が法整備支援にどのように役立っているのかを教えてください。

(澤井) ロースクールで法律の解釈方法などを勉強したことは、今後、例えば新しい国で法解釈に関する能力を身に付けるときに、法的三段論法などを自分の原体験から考えることができるという形で経験が活きるのではないかと考えています。

実務に入ってから非常に有用だったと思うのは、裁判実務で必要な事実認定に関わる力を実務の現場で習得することが出来たことです。事実認定の能力をどう鍛えるかというのは、JICAの様々な法整備支援案件に関わる上で、非常に重要なことですので、それを法曹の資格を持つことで実際に経験しておくことができたというのは有用だったと思っています。

(川野) 西尾さんはいかがでしょう。

(西尾) まず、大学やロースクールで学んだことの中で何が法整備支援に役に立っているかという点ですが、私の場合は大学やロースクールで、開発法学など、発展途上国に対する支援に直結する勉強をしたことはありません。ただ、法整備支援を行う前提として、日本の法制度を理解することは必要条件であり、大学やロースクールで理論面をしっかりと理解したことは一番役に立ったと思っています。

次に、裁判官としての実務経験ですが、私のように裁判所の運用面を支援する以上は、法制度の理論面だけを理解するのでは足りません。やはり裁判の実務経験が必要不可欠です。私の場合は、裁判官を10年以上経験する中で、幸いにも大体の分野の裁判は経験することができました。特に、現在の私の仕事の中心である知財についても経験することができ、非常に役に立っています。できればもっと知財の経験を積んでおけばよかったなと思っています。

(川野) 深沢さんにも同じ質問をしたいと思うのですが、大学で研究者になって法整備支援に携わりたいと思った場合に、どうすれば携われるのか、あるいは、どういう分野を研究している方が多いのかということをお聞きしたいと思います。特にこの質問をした参加者の中には、「法律を研究するべきか、国際関係を研究するべきか迷っている」という方もいるので、それぞれの分野で国際協力に携わるときの強みなども分かる範囲で教えていただければと思います。

(深沢) 大学で研究者として法整備支援に関わる場合、研究分野の間口は広いと思います。例えば法整備支援はガバナンス分野なので、政治、行政、経済、金融、租税の研究も、法整備支援をする上では役に立つ分野だと思います。また、被支援国は一般法の整備や専門家の育成に悩んでいるので、そういった分野の研究もすごく役に立つと思います。あとは、常に法整備支援のポストが空いているわけではないので、アンテナを張り、いざ募集があったときには応募するという瞬発力が大事だと思います。

法学を専門にするべきか、国際関係を専門にするべきか、それぞれの強みは何かというのはすごく難問ですが、個人的な見解としては、欲を言えば、どちらのスキルもあった方がいいと思います。特に国際関係分野から法整備支援に入ってしまった場合は、現場で専門的なディスカッションが中心になっていったときに、結局法律が分からないと付いていくことができないという場面に直面するかもしれません。国際関係の研究を始めてみて、国際援助の手法などが確立したとしても、法律にそれが適用できるのかという観点で考えれば、法律学についても研究対象に含めてスキルを身に付けた方がいいのではないかと思います。

(川野) それでは、田中さんにも伺いたいと思います。田中さんは、これまで日本の公務員として実務の経験がありますが、その中のどういう部分が今の仕事に役立っているか、それから、これは私も興味があるのですが、国際公務員と国家公務員に求められるスキルや能力の違いはどのようなところにあるのでしょうか。

(田中) 私は日本においては、主に刑務所運営関係の業務に携わる公務員として勤務していました。刑務所の運営は、外からはなかなか学べないといえますか、分からない部分



があります。そこで、日本の刑務所において実務経験があることや、その他、法務省本省での政策立案業務に携わったこと、国際準則と国内法との整合性の検討を行ったことなどは、国連組織で勤務する際に少なからず役立っています。また、各国当局関係者との信頼関係が重要となりますが、同じバックグラウンドを持つことで、双方の理解が容易に進む点も非常に役立っていると実感しています。

また、国際公務員と国家公務員のスキルの違いですが、国連職員として求められる点といますか、注意すべき点としては、出身国など特定の政府の利益のためではなく、国際社会共通の利益のために中立の立場で働くことが求められます。私は日本政府からの出向職員ですが、日本の利益のためだけに働くことは望ましくありませんし、この点は私がバンコク事務所に赴任した直後に他国籍の上司から明確な指示がありました。例えば、日本の刑務所においては現在、過密収容の問題は喫緊の課題ではありませんが、東南アジア各国ではその問題が顕著ですし、国連としてもその対応が最重要課題となっています。従って、出身国の政策の方向性などによることなく、国連の方針に従ってプロジェクトを実施していくことが重要かと思います。

(川野) やはり国際公務員と国家公務員では見る観点が違うのかなと感じました。

法整備支援というのは、どこの国を対象としてどういう法律を支援しているのかによって必要な能力が変わってくるのではないかと思います。皆さんの話を聞いて、そのベースとなる法律的な考え方などは絶対に必要な能力なのではないかと思いました。

続いて、語学能力についてお聞きしたいと思います。これは本当に質問が多かったところです。まずは国内で働いている澤井さんと深沢さんにお聞きしたいと思います。澤井さんは先日、カンボジア出張のときにも英語で文書を作っていましたが、お聞きしたところ留学の経験はないということで、どのように英語を勉強したのか、そして、今の仕事でどれぐらい英語を使う必要があるのかを教えてください。

(澤井) まず、現在の仕事で英語がどれぐらい必要かということですが、スピーキング力に関しては、JICAの海外事務所にはナショナルスタッフがいるので、出張の準備や出張中は、そういった方々と当然英語でのコミュニケーションが必要とされます。ただ、そこは瞬発力というか、きちんと意図を伝えることが大事なので、海外留学や海外での業務経験が必ずしもなくとも、皆さんがこれまで培ってきた能力で何とかキャッチアップできると思います。

英語での文書作成については、もし状況が許すのであれば、留学等で身に付けた方が望ましいです。ただ、JICAの中では常にチームで仕事をしますし、JICAの職員は皆さん海外経験が豊富で、語学能力に関しては極めて優れた方々ばかりなので、周りに助けを求めながら英語力を身に付けていくこともできると思います。

私自身も、国内での仕事をしながら、英語の能力をどうやって身に付けるかということには大きな悩みなのですが、例えばTOEICや英検などを利用して、目標を持ちながら英語力を高めていく方法や、オンライン英会話などで英語を使う機会を増やしていく方法もあると思います。あとは、深沢さんの身近な国際協力の方法として挙げられていた、留学生の方々積極的にコミュニケーションを取っていくことで、結果として英語力を高めること

にもつながっていくのではないかと思います。

(川野) 同僚の助けを得ることと日々の努力がポイントというところでしょうか。

続いて、深沢さんにもお尋ねしたいと思います。深沢さんは研究者として英語で論文を読んだり書いたりすることも必要かもしれませんが、留学生とも交流しているということなので、英語および留学生の現地語をどれくらい知っておいた方がいいのかを教えてください。

(深沢) 慶應義塾大学大学院法務研究科で受け入れている留学生たちは、英語プログラムに所属している関係上、日本語が全く話せませんので、英語でやりとりせざるを得ませんでした。そこで私はかなり英語がブラッシュアップされたと思います。ただ、私は研究者でもあり、研究対象国にベトナムが入っているので、ベトナム語から逃れることはできず、大変ですが自分でベトナム語も勉強しています。それは語学学校に行ったり、ベトナム人に教えてもらっています。ベトナム語もいつか身に付けたいと思いながら日々勉強を続けています。

(川野) 続いて、外国で仕事をしている西尾さんと田中さんに伺いたいと思います。まず西尾さんは、インドネシアだとインドネシア語も必要なのかなと思いますが、仕事をする上で英語やインドネシア語のスキルはどれくらい必要か、それから、言葉の壁を感じた経験があればそれも教えていただければと思います。

(西尾) 外国語のスキルがどれくらい必要かというのはプロジェクトによっても違うと思いますが、私のプロジェクトでは、例えば先ほど申し上げた判決集の作成作業に関する会議、あるいは各種研修においては、日本語とインドネシア語の通訳を手配することができます。そのため日本語でやりとりすることができます。また、会議や研修で使う文献や資料等についても翻訳をかけることが可能です。

ただ、こういったプロジェクトを実施する上では、相手方との人間関係を構築することが非常に重要です。それがなくなかなかプロジェクトを動かすことができません。また、正式な会議以外でも、最高裁のメンバーと集まって話をしたり、あるいは電話で相談を受けたりすることは日常茶飯事です。最高裁の場合は英語を話せる人が多いので、コミュニケーションは英語で取ることができますが、逆に言えば、そういう英語力は必要ということになります。

また、読み書きという点においては、インドネシア語の文章は AI 翻訳で英語にするとかなりきれいな文章になるので、日常的にインドネシア語の文書を読みたいときは、Google 翻訳等で英語にして読むことになります。つまり、そのための英語力は必要ということになります。

他方で、最高裁でも英語が話せない職員もいますし、他の機関や一般市民になると英語を話せる人が極端に少なくなります。また、最高裁のメンバーとのやりとりは WhatsApp という LINE のようなアプリを使うのですが、それはインドネシア語でなされるので、そこでのやりとりを早く理解するという意味では、インドネシア語も勉強することが望ましいです。

言葉の壁ですが、英語については海外留学の経験等もあるので、先ほど言ったようなコミュニケーションを取る上ではそれほど困ることはないのですが、やはり少し使わないだけで会話力が下がってくるので、維持・向上するためには、なるべく英語で話す機会を増やした方がいいと思います。また、私の場合は知財等に関する仕事をしているので、知財の専門用語は英語で言えるようにしておかないと、簡単な会話でも何も言えないということになってしまいます。インドネシア語については、私は週2回のレッスンを受けています。また、運転手を雇っているので、運転手と毎日インドネシア語で話しますし、最高裁のメンバーとも簡単な会話はインドネシア語でするようにしています。インドネシアの法令、判決、カウンターパートが作った研修資料を読んだり、先ほど申し上げた最高裁メンバーとの WhatsApp グループでのやりとりも、なるべくインドネシア語で読んだり書いたりするように心掛けています。

(川野) 法整備支援の場合は、インドネシアのように活動の際に現地語を使えた方がいい国もあれば、ネパールのように全ての活動を英語で行う国もあるので、必要な言語とそのレベルを語ることはなかなか難しいかと思います。ただ、英語を使えるに越したことはないというのが今の話だったかと思います。

では、田中さんにもお伺いします。国連では英語が公用語だと思いますが、支援対象国には英語が通じない国もあると思います。英語や現地語で必要なスキル、それから、もし言葉の壁があったという経験があれば、それをどうやって解決したか教えてください。

(田中) UNODC の使用言語は英語なので、読む、書く、聞く、話すを英語で支障なくできることが求められます。各プロジェクトの遂行のためには、各国事務所の同僚職員や刑務所関係当局の職員とのコミュニケーションが必要ですし、他の国際機関との打ち合わせやメール対応、新規プロジェクトに向けたドキュメント作成なども日々求められています。刑務所関係のプロジェクトが複数立ち上がっていることもあり、かなり慌ただしいです。自分ができているかどうかは置いておいて、正直なところ、言葉の壁を意識する暇がないぐらい、コミュニケーションにはスピード感が求められています。国によっては英語以外の言語を話す必要がありますが、そういった場合には基本的に通訳を介す形になります。

いずれにしても、国連の環境では英語能力は最低限の条件と言えるので、派遣前から日々相当な訓練が必要であると、私自身、日々痛感しているところです。

(川野) 実感のこもったお話を頂きました。

皆さん英語については、できるに越したことはないので、ぜひ日々継続して磨いていただければと思います。

#### 4.参加者へのメッセージ

(川野) では、最後になりますが、今日ご登壇いただいたパネリストの皆さんから、参加者の皆さんへメッセージを一言ずつ頂ければと思います。

(澤井) 弁護士の立場としてお伝え出来ることとしては、自分の希望した時期に法整備

支援のポストに就けるかどうかは分からないので、関連しそうな経験を柔軟に積んでいくことが大事だと思います。国内の法律事務所で勤務するといった一般的なルートにとどまらず、国際業務を中心にやっている事業会社のインハウスローヤーを経験したり、国際活動を行っている弁護士会での活動に参加したり、大学で東南アジアの方々と交流する機会を持ったり等、経験の積み方は多様にあると思います。柔軟に経験を積みながら、英語力を磨きつつ、縁があれば法整備支援に関わるポストに応募してみるということをぜひ心掛けていただければと思います。

(西尾) 皆さんの中には、現時点で法整備支援に強い関心を持っている方もいれば、以前の私のように法整備支援についてあまり知らない、でも関与してみたいという方もいるのではないかと思います。私のように裁判官という職業に就いた場合であっても、法整備支援に関与する機会があることは知っていただければと思います。

私自身、必ずしもかなうとは限らない状況で縁があつて法整備支援に関与する機会を得ることができました。これは私の人生にとって非常に有意義であったと感じていますし、これからもこの経験を少しでも活かせるような業務を担当することができればと思っています。私の話が少しでも皆さまの参考になれば幸いです。

(深沢) 皆さん今日の話聞いて、資格が必要なのかと考えたりしたと思いますが、少なくとも大学においては、資格や身分にかかわらずチャンスが広がっているので、何か関わる機会があれば積極的に挑戦してほしいと思います。

(田中) 刑務所分野や、社会内処遇を含む刑事司法分野の技術支援、法整備支援の分野は、国連においても特にコロナ禍では注目が集まっています。これまでは特に刑務所分野はハイライトされにくい分野だったと思いますが、私としては、コロナ禍を契機に、引き続き各国からの資金援助を頂きながら支援活動を活性化させたいと思っています。また、本日ご参加・ご視聴されている皆さまから、一人でも多くこの分野に関心を頂ければ幸いです。

(川野) 一言で法整備支援と言っても、パネリストの方々からお話しいただいたように、携わり方は本当に様々で、そこに至る過程も様々だと思います。参加者の皆さまには、ぜひ今日の話をご参考にしていただき、自分に合う道を探していただければと思います。

それでは、パネルディスカッションはこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

(村上) パネルディスカッションにご参加いただきました皆さま、大変貴重なお話をありがとうございました。

それでは講演に移ります。「長期派遣専門家の仕事～ラオスでの経験から」と題し、法務総合研究所国際協力部副部長、須田大より説明します。須田副部長、よろしくお願ひします。

## 講演「長期派遣専門家の仕事～ラオスでの経験から」

須田 大（法務省法務総合研究所国際協力部副部長）

### 1.はじめに～自己紹介

よろしくお願ひします。国際協力部副部長の須田と申します。今日は、私が長期派遣専門家としてラオスでどういふ経験をしてきたかということを中心に紹介できればと思ひます。

初めに自己紹介として、私のキャリアを説明します。私は2000年4月に司法修習を受けた修習第54期で、検事として任官したのが2001年です。先ほどのパネルディスカッションでは、深沢さんや澤井さんの話の中で、既に学生時代に法整備支援に触れる機会があったという話がありましたが、私の場合、学生時代にはそういった法整備支援に触れる機会はありませんでした。1994年が法務省の法整備支援のスタートで、私が検事任官した2001年がちょうど国際協力部が創設された年と同じ年でした。その後、検事として各地方の地検で勤務しましたが、その段階でもまだそれほど法整備支援というものが耳に入ってくる状況ではありませんでした。

私は任官後、仙台地検、広島地検、大阪地検、松江地検、千葉地検と、西に東にいろいろ地検を動き、そこで検察官として、一般的な捜査や裁判立会、公判立会の仕事をしてきました。その間、国際的な仕事は検事の仕事の中では特になかったのですが、2009年に千葉地検に勤務したときに、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）の国際研修に参加し、そこで世界各国の司法関係者と過剰収容の問題について話をする機会を得て、なるほど、日本の中だけで考えていた自分の見方は狭かったのだなと感じました。その後、東京地検の立川支部に動き、外事係といって外国人事件を主に担当する仕事を任されました。そのあたりから、何か国際的な分野の仕事ができないかと思うようになり、国際協力部への異動希望を出したところ、運良く2013年に、当時大阪にあった国際協力部に異動が決まり、そこでの勤務を開始しました。

私は都合2年3カ月ほどICDで勤務しましたが、その間、その後赴任するラオスだけでなく、ベトナムや東ティモールといった国々の法整備支援を国内からサポートする業務を行い、2015年6月末から2年9カ月間、ラオス人民民主共和国にJICAの長期派遣専門家として派遣されました。私がその長期派遣専門家の仕事を終えて日本に戻ってきたのは2018年の3月末で、4月1日からは東京地検の公安部で勤務し、その後、総務部に異動し司法修習生の指導担当などをしましたが、2021年4月にまた国際協力部に籍を置くことになり、現在まで副部長を務めています。

### 2.ラオスに対する法制度整備支援～担当したプロジェクトの内容と活動概要

次に、ラオスに対する法制度整備支援の概要等について紹介したいと思ひます。まず、ラオスという国の基礎情報を幾つか紹介したいと思ひます。ラオスはインドシナ半島の中央部に位置する、海に面していない国です。首都はビエンチャンで、タイとの国境に接しています。国土面積は日本の本州と同じぐらいですが、人口は非常に少なく、2019年時点でラオス計画投資省の発表では700万人強です。山間部が多いので、人口のほとんどが主に平野部に住んでいるのではないかと思ひます。多民族国家であり、ラオ族が主要な民族

ですが、その他にも約 50 の民族がいるといわれています。公用語はラオス語で、タイ語に非常に似た言葉です。人口の 7 割弱が仏教徒で、敬けんな仏教徒の方が多いです。ラオス仏教界最高峰の寺院であるタートルアンがビエンチャンの中心部にあります。黄金の仏塔で、高さが約 45m で、突端には純金がお供えされているといわれています。毎年 11 月ごろにはタートルアン祭りという非常に大きなお祭りが行われ、国中から僧侶が集まって一斉にお祈りをする中、仏教徒の方々がタートルアンの周りを回りながらお祈りをします。パトゥーサイは、直訳すると「勝利の門」ですが、通称「凱旋門」と呼ばれていて、1960 年代に建築されたものです。内戦による戦没者の慰霊碑になっています。

少し歴史のおさらいをします。ラオスは、タイの支配を受けた時期もありましたが、1893 年ごろからは仏領インドシナの地域として支配を受けていました。その後、1953 年に独立しましたが、内戦が激化し、それが収まったのが 1970 年代に入ってからでした。現在の人民民主共和国としての成立は 1975 年です。1986 年から市場経済化を志向する経済政策が取られるようになり、その中で ASEAN 加盟や WTO 加盟を目指す動きがあり、法制度整備支援の必要性が出てきました。

私は 2015 年から 2018 年までラオスに派遣されていました。メコン川は、雨期には川面が対岸のタイまで張り、きれいな夕日が沈み、非常に雄大な景色を望むことができます。一方、乾期になると川の水が半分ぐらい干上がり、雨期と乾期で景色の見え方がかなり違います。町自体が世界遺産に指定されているラオス北部のルアンパバーンという町には、ワット・シェントーンという有名なお寺があります。小乗仏教の典型のような非常にきらびやかな建物です。一方、私が任期を終えて日本に帰るときには、新しい専門家の受け入れと私の送り出しのために、ラオスの皆さんがバーシーヌークワンという精霊信仰の儀式を行ってくれました。

ラオスは、日本とは統治機構が全く違います。日本は皆さんもご承知のとおり三権分立ですが、ラオスは社会主義国に多い民主集中制という統治機構を採用しています。これは、国民の代表者である国民議会が権限を集中して持っていて、司法と行政は国民議会に集中している権限を分配され執行しているという立て付けになっています。ですから、裁判所や検察院と国民議会は並列の関係にあるのではなく、上下関係にあります。国民議会のほとんどの議員は人民革命党に属しているため、ラオスは一党支配の社会主義の国といわれています。司法権を委ねられている裁判所の組織構造は日本と非常に似ていて、最高裁判所と地域裁判所と県／首都人民裁判所という形になっています。これは最高裁・高裁・地裁という階層になっている日本と非常によく似ていると思います。また、地区人民裁判所は、民事訴訟でいえば比較的低い訴額の事件を扱うような裁判所ですが、これは日本の簡易裁判所にイメージが似ているのではないかと思います。首都人民裁判所の法廷は、日本のように傍聴席と法廷内がバーで明確に区切られた形にはなっていませんが、裁判官が一段高いところに立って裁判を行うしつらえになっており、そこは日本に非常に似ているのではないかと思います。

ラオスに対する法制度整備支援は 1998 年に開始されました。2003 年から現在まで合計四つの技術協力プロジェクトが JICA によって実施されています。2003 年からは法整備支援プロジェクトが行われ、若干期間を空けて 2010 年からは法律人材育成強化プロジェクトフェーズ 1、フェーズ 2 が実施されました。2018 年から行われ現在も続いているのが法の

支配発展促進プロジェクトです。私が派遣されたのは三つ目の支援である法律人材育成強化プロジェクトのフェーズ2が実施されているときです。先ほどの導入講義の中で民法典の支援の実施について触れられていましたが、ラオスの法整備支援では、二つ目の支援の途中の2012年7月ごろから民法典の起草支援を開始しました。それ以前は起草支援を開始するに当たっての地力をつけるといいますか、ラオス側のメンバーは法律の理解と起草能力の向上を行い、日本側もラオスの民事法についての理解を深めるという準備作業があり、2012年から本格的に支援を始めたという流れです。そこから7年近く時間をかけて支援を行い、2018年に民法典が成立しました。

2010年から開始した法律人材育成強化プロジェクトでは、文字通り、人材育成にフォーカスしたプロジェクトを実施しました。どのような活動を通じて人材育成を行うかという点、例えば2010年から4年間行ったフェーズ1では、執務参考資料や教科書になるようなものをワーキンググループでラオス側のメンバーが作成し、そういう作業を通じて法律の内容の理解等を深めていく形で人材育成を図りました。扱った法分野は、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法などです。特に民事法の関係では、フェーズ1のプロジェクトで行ったQ&Aブックの作成やハンドブックの作成などが、その後の民法典の起草支援に非常に役立ちました。

次に、私も関わった法律人材育成強化プロジェクトのフェーズ2では、民事や刑事の事件記録ファイルを教材用に作成したり、ADR法や労働法に関するハンドブックを作成したり、刑事手続の中でも捜査段階に焦点を当てたQ&Aブックを作成したりという形で、教材作りや執務参考資料になるようなものの制作を行いました。例えば「Q&A book on criminal investigation stage」というのは、いわゆるFAQブックで、クエスチョンがあってアンサーがあるという形のものなのですが、文字情報だけだと分かりづらいので、分かりやすいグラフやイラスト、フローチャートなどを入れて工夫しました。フローチャートなどを作る中で、ラオスのメンバーたちが法や制度への理解を深めていくという形で人材育成を行いました。

法律人材育成強化プロジェクトのフェーズ2は、2014年7月から2018年7月までの4年間行われたもので、派遣されていた長期専門家は4名ないし5名でした。内訳は、検察官出身の者が1~2名、弁護士が1~2名、業務調整を行うアドミ業務の方が1名でした。相手方はカウンターパートの4機関で、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、国立大学の法政治学部でした。プロジェクトの目標は、ラオスの中核となる法律人材の法令の起草・運用・執行能力に加え、法律を学問として学ぶ能力や、法律実務家を育てる能力を向上することでした。このプロジェクトの下で支援した分野は全部で四つで、そのうち私が担当していたのが、刑事法分野に関する執務参考資料等の作成と、法学教育・法曹等育成制度の改善の二つでした。プロジェクトメンバーは、日本人の長期専門家が4人（弁護士1人、検察官出身者2人、業務調整1人）に加え、4人のラオス人スタッフがいました。このうち3名が英語とラオス語を話すスタッフで、1人は日本への留学経験があり、日本語も話すことができるスタッフでした。

一方で、ラオス側のメンバーはどこから来ていたのかというと、説明したとおり支援対象機関は全部で4機関あり、これらの機関から推薦された活動メンバーが四つのワーキンググループ（民法典、民事経済法、刑事法、教育・研修改善）に参加しました。これらの

ワーキンググループの活動を、長期専門家チームが日常的に助言を行いながら一緒になって動かしていく形です。プロジェクトのマネジメントを円滑に進めるための工夫として、リエゾンユニットと運営委員会が設けられていました。また、Joint Coordination Committee (JCC) といって、各支援対象機関のナンバー2の人たちと JICA の現地事務所の所長から構成される委員会がプロジェクトの大きな方向性を決定するというストラクチャーになっていました。

### 3.長期専門家の業務～現地での業務等、支援活動の具体例

続いて、長期専門家の業務について、私が実際に現地で行った業務を例にお話ししたいと思います。先ほど、プロジェクトが支援していた主な担当分野は四つで、そのうち私が担当していたのは二つだと言いましたが、その中でも、法学教育・法曹等育成制度の改善をどう行ったかということについて紹介したいと思います。

私が現地に派遣されたのは 2015 年 6 月末ですが、折しもラオスでは 2015 年 1 月に国立司法研修所という施設が設立されていました。それまでラオスでは、裁判官、弁護士、検察官はそれぞれ別に育成が行われていましたが、2015 年 1 月からは、法学士以上の学歴を持ち試験をパスした人たちが国立司法研修所に集められ、研修を受け、卒業試験をパスした人たちが裁判官や検察官や弁護士になる資格を得るというシステムに変わり、法曹一元の養成がスタートしていました。他方で、スタートしたばかりの制度だったため、進め方や教育コンテンツがまだしっかりとしていない時期だったため、派遣された翌月ぐらいから、先ほど紹介した教育研修改善ワーキンググループを中心に、カリキュラム改善の検討を開始しました。翌年からは、法曹教育に有効な教材の一例として、刑事事件と民事事件のそれぞれについて模擬事件記録を作成する作業を開始しました。カリキュラム改善の検討については、2017 年 8 月ごろに活動レポートの作成をもって活動を終了することができ、模擬事件記録については、私が 2018 年 3 月末に離任した 1 カ月後ぐらいに完成させることができました。

では、どのようにしてこの活動を進めたかということを紹介したいと思います。法制度整備支援は何らかの課題を解決するために行うものなので、まずは課題を把握し特定することが必須になります。そのため、私は着任直後から調査を行いました。関係者からの聞き取りをしたり、各研修所や大学に行き講義を見学したり、そこで利用されている教科書や試験問題、カリキュラムなどを見せてもらうということ、専門家である私だけではなく、ワーキンググループのメンバーと共に実施しました。そういったことを行う中で、「教材の種類が少ないんです」「そもそも教え方が分かりません」などの声が聞こえてきたり、講義見学に行くと、民法や刑法などの名前が付いた講義があるものの、条文の素読に近い講義が提供されているだけで、内容に踏み込んだ講義がなされていなかったり、大学や研修所、実務の裁判所の研修所、検察院の研修所でも、同じ先生が同じことを教えている状況が確認されたりなど、様々な問題点が分かってきました。また、大学や研修機関の講師担当者にも来てもらい、大きい会議で普段の講義内容などを発表してもらいましたが、やはりそこでも同じようなことが確認されました。司法省や最高裁、最高検、大学の中心人物で構成されたワーキンググループのメンバーと共に分析・検討を行い、問題点を三つにまとめました。一つ目は、大学や研修機関での教育内容が重複していて段階的な教育がさ



れていないこと、二つ目は、法律実務家の養成に向けた効果的な教材が不足していること、三つ目は、教育効果の高い講義が行われていないことです。これらについて、それぞれ解決の必要性があることが確認されました。

これらの課題解決のために実施した活動は、大きく分けて、カリキュラムの改善と、教材の開発の二つです。前者では、大学、司法研修所、最高裁研修所、最高検研修所において、連動しないカリキュラムをばらばらに実施するのではなく、実務法曹の育成に向けて段階的に教育や研修が行われるよう、各段階での教育目的を整理する必要があるという問題意識の下で研究を行い、その活動結果をレポートにまとめました。

次に、こういったカリキュラム改善の検討を行う中で、法曹の育成に必要な教材が足りないことが強く意識されたため、日本で利用されることの多い模擬事件記録教材をラオスでも作成してみようという話になりました。ただ、事件記録教材の開発という活動はラオス側のメンバーにとっては初体験のことで、裁判の確定記録をどうやって集めるのか、その中で教材にする事件をどのように選ぶのか、選んだ後、教材にしていくための作業はどのように行うのかという各段階で本当に多くの困難がありました。そもそも保管庫からの確定記録の持ち出しができないというところから始まり、教材を選ぶ基準を一緒に考えてセレクトするなど、課題を一つ一つ解決して進めていきました。

カリキュラム改善の活動は、2015年7月から始めて、各種の検討・調査や集中協議などを行い、最終的にレポートにまとめました。そこで得られた共通認識は、大学、国立司法研修所、各実務機関の研修所の各育成課程が有機的に連携し、一連のプロセスとして位置付けられる必要があるということです。これが各段階の担当機関の共通認識となったことは非常に大きかったと思います。

模擬事件記録の作成は、2016年2月に活動が決定し、その後、完成まで2年弱かかりました。ただ、私はアドバイスぐらいはしましたが、100件ほどあった民事・刑事の確定記録の中からラオスのメンバーがセレクトし、教材化していきました。この活動により、次なる記録の作成に必要なノウハウがかなり蓄積できたということがラオスのメンバーから確認できています。

カリキュラム改善の活動では、プロジェクトオフィスに中心メンバーを集めて、私が日本の司法研修所のカリキュラムや本プロジェクトのコンセプトなどを説明し、それを受けて、メンバーでどのように調整していくかということをお話し合ってもらいました。また、模擬事件記録の作成では、リトリートという郊外型集中協議を行い、事件記録を作るにはまず事件の時系列の整理をした方がいいということで時系列を整理したり、それが何法の何条に該当するのかということをお付箋で貼って明示したりして、頭を整理しながら作業を進めました。

こういった活動は、専門家がサポートしただけではなく、日本の先生方にも助けられました。日本から大学の先生や弁護士の先生に来てもらい現地セミナーを行いました。そして、最終的に「Activity report of legal education」という、段階的なプロセスを踏んだ教育をしなければいけないということが書かれたレポートが出来上がり、模擬事件記録は民事と刑事で合計3冊出来上がりました。このようなマテリアルや教材を作成する活動を通じ、ラオスの法律の内容についてメンバーの理解が深まることを目指しました。

#### 4.現地での生活

最後に、専門家として現地に行くとはどのような生活になるのか紹介しようと思います。まず職場環境ですが、私が参画していたラオスのプロジェクトは、最高人民検察院の研修所の中の一部をオフィスとして貸してもらっていました。プロジェクトのスタッフミーティングは、割と狭い縦長の部屋で、専門家とスタッフが楽に意思疎通できるような環境で行っていました。スケジュールとしては、カウンターパートの表敬訪問やリトリートのほか、JICAの方との協議や現地セミナーなどが詰まっていて、比較的忙しい毎日を送っていたと思います。ビエンチャンで活動していたときは、朝は早めに起きて、8時過ぎから仕事をし、夕方5時半には帰宅し残業するという感じでした。

プライベートだと、ラオス人のメンバーの人たちとサッカーを楽しんだり、ラオス式の結婚式に呼んでもらい家族と参加したりしました。私は娘を連れて赴任していたので、学校行事にも参加しましたし、両親を迎えて観光旅行も楽しみました。離任のときには、ビエンチャンの空港にカウンターパートの方々やプロジェクトのメンバーが大勢集まってくれて、感動的なお別れを迎えることができました。今でも本当にラオスは第二の故郷だと思っており、愛してやまない気持ちです。

本日はこの後、ラオスからの留学生のラッタナポーンさんとペッサマイさんによるセッションがありますが、彼女たちは私がラオスにいたときに非常にお世話になったカウンターパートのメンバーなので、具体的なコメントが得られると思います。また、最高人民裁判所の副長官は、日本のプロジェクトはラオス側が主体になることを尊重してくれるとおっしゃっています。法整備支援の魅力はいろいろありますが、私自身は、自分を成長させる機会になるということも非常に大きな魅力だと思っています。

駆け足になりましたが、私からの話は以上です。ご清聴ありがとうございました。

(村上) 須田副部長、どうもありがとうございました。

それでは対談に移ります。テーマは「対象国から見た日本の法整備支援」です。ここからは、聞き手を務めます法務省法務総合研究所国際協力部教官の矢尾板隼より進行させていただきます。矢尾板教官、よろしくお願ひします。

#### 対談「対象国から見た日本の法整備支援」

話し手：

ペッサマイ・サイモンクン（ラオス国立司法研修所副所長）

ラッタナポーン・パパックディ（ラオス中部高等人民検察院民事事件検討課課長）

聞き手：

矢尾板 隼（法務省法務総合研究所国際協力部教官）

(矢尾板) 法務総合研究所国際協力部教官の矢尾板と申します。どうぞよろしくお願ひします。これまでは日本の関係者からのお話でしたが、このセッションではラオス人のお二人を招いて対談を行います。

まずは私から話し手のお二人を紹介します。ラオス国立司法研修所副所長のペッサマイ・サイモンクンさんと、ラオス中部高等人民検察院民事事件検討課課長のラッタナポーン・

パパックディさんです。お二人とも緊張していると伺っているので、皆さんどうぞ温かく聞いていただければと思います。

## 1. 来日の経緯、日本の法整備支援プロジェクトへの関わり

(矢尾板) それでは、ラオスから日本に来ている経緯や、これまで日本の法整備支援のプロジェクトにどのような形で関わっていたのかということについて、順番に話を伺っていききたいと思います。まずはペッサマイさんからお願いします。

(サイモンクン) ペッサマイ・サイモンクンと申します。財団を通して日本政府から奨学金を受けて、2020年度から2022年度まで慶應義塾大学大学院に留学しています。留学するまでは、JICAの法整備支援プロジェクトの一員でした。そのときは教育研修改善グループのメンバーで、民法の解説書や模擬事件記録の作成などに関わっていました。

(矢尾板) 続いてラッタナポーンさんから、留学で研究している内容や、これまでプロジェクトにどのような形で関わっていたのかということについて説明していただきたいと思います。

(パパックディ) 皆さん、こんにちは。ラオス語では「こんにちは」はサバイディーといいます。先ほど須田副部長よりラオスについて紹介していただき、皆さまもラオスについて知ることができたかと思います。須田副部長、ありがとうございました。

私は2004年にラオス最高人民検察院に就職しました。2006年からラオスの検察官の仕事の一つである民事事件の部署に配属され、2014年からJICAの法整備支援プロジェクトのメンバーになりました。法整備支援プロジェクトでは民事関連法グループのメンバーになり、経済紛争解決のハンドブック、労働紛争・労働法に関するハンドブック、現在進行中ですが民事事件判決のマニュアル作成に関わってきました。

法整備支援プロジェクトのメンバーだったときに留学の話を頂き、ペッサマイさんと同じ奨学金制度を受けて2020年度から日本に留学しています。今年9月に卒業する予定です。研究テーマは民法で、特に民事の損害賠償額の計算についてラオスと日本の違いを比較し、日本での計算方法を研究して、ラオスで活用できればと考えています。

(矢尾板) お二人から教育研修改善グループや民事関連法グループという話がありましたが、これは先ほどの須田副部長の話の中にあつたワーキンググループのことです。そのようなワーキンググループに入り、グループのメンバーと一緒に議論しながら成果物を作り上げたということかと思います。

## 2. プロジェクト成果物の利用

(矢尾板) お二人からハンドブックや模擬事件記録という話もありましたが、先ほど須田副部長からも紹介のあつた成果物について、実際にラオス国内でどのように利用されているのかということをお伺いしたいと思います。では、この質問はラッタナポーンさんからお願いします。

(パパックディ) 先ほど須田副部長から紹介があつたとおり、プロジェクトでは様々な

成果物を作り上げてきました。それらの成果物はラオスの法律実務家を含め、研究者や学生にとって、どれも非常に役に立っており、多くの場所で使われています。例えば検察院では新人の検察官の研修などに実際に使われています。

私は現在、中部高等人民検察院の民事事件課の課長を務めていますが、私の部署では 6 県の人民検察院を管理し、定期的に研修を行っており、そのときにも成果物が使用されています。また、先ほど須田副部長が紹介した捜査に関するマニュアル、Q&A 集も研修で使われています。

プロジェクトのカウンターパート機関である裁判所、検察院、国立大学、司法省だけではなく、私が警察と共同で研修を行ったときに成果物を紹介したところ、ぜひ警察の図書館にも欲しいという要請を受けて、プロジェクトから頂いて配布しました。実際に警察の方々も現在われわれの成果物を使用しています。

(矢尾板) プロジェクトの相手方機関は司法省、最高裁、最高検、国立大学の 4 機関であり、警察は含まれていませんが、警察からも評価を頂いているという非常にありがたいお話を頂きました。

ラッタナポンさんには検察院の立場からお話を頂きましたが、ペッサマイさんにも、国立司法研修所の副所長という立場から、成果物がどのように使われているのかということについて伺ってみたいと思います。

(サイモンクン) 須田副部長からたくさんの成果物を紹介していただきましたが、いずれの成果物も、中央機関、地方機関、地方検察院、裁判所、司法局、村の役場まで、多くの機関に配布されています。配布だけにとどまらず、普及セミナーなども実施しています。現場の実務家、それから一般の人々も、われわれの成果物を読み、法律の不明点などについてより統一的に理解できるようになりました。司法研修所は法律の専門学部としてのカリキュラムを持っており、その教材の一つとして多くの成果物を使用しています。また、法曹になる前の段階の司法修習生に対しても、われわれが作成した模擬事件記録を使って教えています。

法整備支援プロジェクトでは、実際に使われることを目指す成果物ばかりではなく、他にもたくさんの成果があります。例えば、これまで大学、司法研修所、実務家の研修カリキュラムは重複する部分がたくさんありましたが、このプロジェクトのおかげでそれぞれの役割が明確になり、重複をなくして、より体系的な法曹育成を実現することができました。

(矢尾板) 最後にお話しいただいたカリキュラムについて、須田副部長からも話がありましたが、ラオスの方からも裏付けになるような話を得られたということで、私も検察官出身ですけれども、裏付け証拠がちゃんと得られてよかったと思います。ペッサマイさんの話の中で、国立司法研修所の法律の専門学校という話がありましたが、国立司法研修所では、法律実務家の養成を行うだけではなく、大学教育のようなことも研修所の一部署として行っていると伺っています。ですので、実務家養成だけではなく、いわゆる高等教育の部分でも使われるような成果物になっているのではないかと思います。

### 3.ラオスに対する日本の法整備支援の影響

(矢尾板) それでは次の質問に移りたいと思います。ラオスに対する日本の法整備支援は20年以上の歴史があります。お二人も、かなりの年月を通してそこに関わっているわけですが、日本の法整備支援によってどのような影響があったのか、ぜひラオス人の方から伺ってみたいと思います。影響というと少し広いですが、活動に関わったお二人自身に対する影響もあるかと思いますが、あるいはもう少し広く、ラオスという国にとっても影響があるかと思いますが、お二人が感じた部分で構いませんので、教えていただければと思います。これもペッサマイさんからお願いします。

(サイモンクン) ラオスに対する日本の法分野の支援は、資金面の支援だけではなく、ラオスの法律家の育成が中心になっています。私自身も大きな影響を受けました。それは自分でも実感できます。プロジェクトのメンバーになってからは、法律に関する知識・能力が高まったと感じています。私がメンバーのときに活動した内容は、民法の解説書の作成や模擬事件記録の作成、それから現在進行中の民事事件の事実認定の仕方に関するマニュアル作成などですが、その活動を通して自分の関連の知識や能力も高まったと思います。また、日本の専門家や先生方は、ラオスの法律だけではなく、日本やドイツ、フランス、タイ、ベトナムなどの法律も紹介してくださり、それらと比較しながら、ラオスの法律の正しい理解の仕方を身に付けることができました。

留学では、先生の教え方など、自分の今後の教え方にとって学ぶべきことをたくさん学ぶことができました。法律の勉強では、どの教材を使うのが有効なのか、例えば判例や実際の事件記録などを使うことも学んでおり、それもラオスに戻ったらぜひ生かしたいと考えています。

(矢尾板) もう少し聞きたいところもありますが、先にラッタナポーンさんからも同じ質問について聞いてみたいと思います。

(パパックディ) 私がワーキンググループのメンバーになって多くの知識や能力を身に付けることができたのはもちろんのこと、ラオスの他の法律家や社会にとっても、日本の法整備支援は多くのメリットをもたらしています。

われわれのワーキンググループは、1機関で構成されているのではなく、幾つかの機関からのメンバーで構成されています。ですから、メンバー間の意見交換を通して、それぞれの立場からどのように法律を理解しているのかも分かるようになりました。

プロジェクトの活動では、定期的に多くのテーマを取り上げて議論しています。いずれも社会の中でまさに今発生している問題、課題、出来事を取り上げて議論しており、それも社会にとって非常に大きな意味を持っています。

それから、留学の機会を頂いたことによって、ラオスに関する知識だけではなく、日本の法制度や外国法に関する知識も広がりました。留学を終えたら、それらの経験・知見をぜひラオスで生かしたいと思っています。

日本の法整備支援の影響は二つに分けて言うことができます。一つ目は直接的に見られる影響です。ワーキンググループのメンバーの方々は自分の能力を高めることができます。一部のメンバーは、このプロジェクトに関わって能力を高めたことにより、自分の組織内

の幹部に昇進することができました。

二つ目は間接的に見られる影響です。様々な成果物が作り上げられ、それが社会の至る所に広められることにより、ラオスの法律家や社会の人々が法律についてより理解できるようになりました。プロジェクトの影響は社会全体にまで及んでいます。

もちろん法律のことだけではなく、長期専門家や日本の先生方との友情も生まれました。私が留学することが決まったときに、これまで関わった方々に留学することを報告すると、皆さんがすごく喜んでくれました。定期的に「日本には慣れましたか」「生活は大丈夫ですか」という連絡も頂き、非常にうれしく思っています。

(矢尾板) 大変ありがたいお話を頂き、本当にありがとうございます。

ペッサマイさんは、日本に留学する前に他国へ留学した経験もあると伺っていますが、日本のプロジェクトの活動などでさらに知識や能力を得たという話がありました。ワーキンググループ内で議論を繰り返してきたと思いますが、ご自身がプロジェクトに関わる前に研究していたことと、このプロジェクトの進め方で良かった部分があれば教えてください。

(サイモンクン) 矢尾板教官もおっしゃったとおり、私はベトナムに4年間留学し、その後はタイに留学して修士課程で勉強しました。現在は日本において修士課程で勉強していますが、これまでの勉強の仕方と確かに多くの違いがあります。例えば教材の使い方や教え方に違いがあります。日本では、事件を研究するときに必ず確定した判決や判例を参考にしています。裁判所でどういった考え方に基づきその判決を下したのか学びました。これは自分にとって、事件や法律についてより理解を深めることができたと考えています。

法律の勉強や法曹の育成の仕方は、国によっていろいろな特徴があると思います。私はいろいろな国に留学することができて、それぞれの特徴や良いところなどを学ぶことができたので、帰国したら自分の研修所内で自分の経験を同僚などに広めて、ラオスのカリキュラムの改善につなげたいと思っています。

(矢尾板) まだまだ聞きたいことがたくさんありますが、残念ながら時間が来てしまいましたので、これで対談を終わりたいと思います。支援対象国の方の声を直接聞けたことが、ぜひ皆さまの参考になればと思います。お話しいただいたお二人に温かい拍手をお願いします。

(村上) 対談にご出演いただいたペッサマイさん、ラッタナポーンさん、通訳のチッタコンさん、どうもありがとうございました。

## 総括質疑等

(村上) それでは、総括質疑を始めます。皆さま、事前にたくさんの質問を頂きどうもありがとうございます。お寄せいただいた質問について私の方で紹介した後、登壇者の方からお答えいただきます。

まず、事前に頂いた質問の中で、法整備支援に関してお勧めの書籍を教えてくださいという質問がありました。こちらに関しては澤井さんに回答をお願いしてよろしいでしょうか。

(澤井) お勧めしたいのは、JICA の『世界を変える日本式「法づくり」途上国とともに歩む法整備支援』という本です。日本の法づくりに関わってこられた 100 名近くの長期専門家や関係者の方々に聞き取りを行い、関係者の様々なエピソードが掲載されたものです。法整備支援に関わる方の業務のイメージを理解するためには、非常に読みやすい本だと思います。

(村上) ありがとうございます。それでは次に、会場の皆さまから質問をお受けします。質問のある方は挙手をお願いします。オンラインで参加している皆さまも、質問がある方はこの時間に Q&A 機能を利用して質問事項を書き込んでください。

それでは、会場の方でどなたか質問のある方はいらっしゃいますか。

(Q1) 坂本さんの導入講義で、法整備支援の目的は支援対象国において法の支配を確立することとおっしゃっていたと思うのですが、法整備支援が目的を達したという判断は、どのような形で、何を判断基準になされるのでしょうか。

(須田) 非常に重要かつ難しい質問ですが、法の支配が貫徹されることと、法整備支援の終了は、必ずしも重なるものではないと考えています。法の支配の追求は、今の日本でも努力を続けているところだと思います。

他方で、法整備支援というのは、例えばラオスの法律の実務家たちが、法の支配の貫徹に向けて自分たちの力で歩を進めていける段階に至るまでをサポートするものではないかと思います。法の支配の貫徹は、世界中の全ての国が達成すべき大きな課題であり、そこに向けて自国の力で進んでいけるようになるまでのサポートをするのが法整備支援の役割ではないかと理解しています。

(Q2) 本日は素晴らしい話を聞かせていただき、ありがとうございます。具体的な例を交えて非常に分かりやすく話していただき、日本式の法整備支援というのが、国際社会で日本がリーダーシップを取っていける分野なのだと理解することができました。

非常に初歩的な質問で大変恐縮ですが、法整備支援を行っていく中で、様々な組織やアクターの方々が複雑に協力し合っていると思うのですが、その全ての活動を裏付けている予算は、恐らく国の予算のうちどこかから出ていると思います。具体的にどういった名前の予算で、その中の何パーセントぐらいが法整備支援に割り当てられているのでしょうか。

(須田) 今日の冒頭の講義で、法整備支援の活動は主に JICA の活動を通して行っており、プラスアルファで法務省の一部署である国際協力部も行っていると説明しましたが、これらの活動は広く言うと ODA と呼ばれている予算で行っています。日本の ODA 予算のどの程度が法整備支援に割り当てられているかについては、手元に資料がないので調べてお伝えしようと思いますが、JICA は JICA で ODA 予算を持って実行していますし、法務省も ODA に使うための予算の支出が政府から許されています。法務省以外の省庁も、ODA の予算で法整備支援に関わるような活動をしています。

日本弁護士連合会は、現時点では ODA の予算を直接使った活動はしていないと承知し

ていますが、その代わりに、民間企業などから資金を得て活動したり、弁護士会で集めている活動費用の一部を法整備支援の活動に充てて活動しているのではないかと思います。

(村上) 続いて、深沢さんに答えていただきたい質問が来ているので紹介します。学生の方からの質問で、「法曹を志すか、国際的な仕事に就くことを目指すか迷っています。在学中に司法試験の勉強と留学を両立するにはどうしたらいいのか、もしくは、両立しようとせずにどちらかを優先させた方がいいのかどうか教えていただきたいです」という内容です。深沢さん、お願いします。

(深沢) 法曹を志すか、留学を優先するか、それとも両立できるのか、いろいろ悩ましい問題ではありますが、まずは、何のためにそれを目指すのか、目標を確定してから選択することが大事だと思います。例えば漠然と留学して何か見つけようというよりは、今目指すべきことを確定させてから留学した方が実になるものが多いと思います。結局はご自身がどの進路を選ぶかだと思います。留学も、司法試験の準備もタイミングがありますが、法曹になってから留学した方もたくさんいますし、留学してから法曹を志した方もいます。中には、司法試験の勉強をしながら留学した方もいます。どのような道を選ぶにしても実現可能だと思うので、ご自身の進路をよく考えた上で行動するのがいいのではないかと思います。

(村上) それでは、たくさんの質問を頂いているところを大変申し訳ありませんが、時間の都合上、こちらの質問で最後の質疑応答とさせていただきます。皆さん、たくさんの質問をお寄せいただきありがとうございました。回答していただいた登壇者の皆さまもありがとうございました。以上で質疑応答を終了させていただきます。

続いて、ご参加の皆さまに、連携企画である名古屋大学法政国際教育協力研究センターが開催するサマースクールと、慶應義塾大学大学院法務研究科が開催する法整備支援シンポジウムについてご案内したいと思います。

まずはサマースクールについて、名古屋大学大学院法学研究科特任講師、傘谷祐之様よりご案内いただきます。

(傘谷) 「法整備支援へのいざない」にお集まりの皆さま、こんにちは。名古屋大学の大学院法学研究科および法政国際教育協力研究センター(CALE)で特任講師をしている、傘谷祐之と申します。これからサマースクール「アジアの法と社会 2022」について紹介します。

サマースクール「アジアの法と社会」は、法整備支援連携企画の一つであり、本日の「法整備支援へのいざない」に続く第2弾の企画です。名古屋大学の大学院法学研究科と法政国際教育協力研究センターが中心になって準備を進めています。学部生、大学院生、法科大学院生、若手社会人の方を対象に、法整備支援やアジア諸国の法について学び考える上で必要な基礎的知識を提供します。法整備支援やアジア諸国法を取り巻く諸問題の中から重要なテーマを取り上げ、各分野の専門家を講師としてお招きして分かりやすく解説していただきます。

今年度のサマースクール「アジアの法と社会 2022」では、アジア諸国の大学レベルの法



学教育について取り上げます。

8月8日(月)、9日(火)の2日間、オンライン形式での開催を予定しています。1日目の午後には、アジア諸国の法学教育について考える上で前提となる知識を得るために二つの講義を準備しています。一つ目は日本の法学教育について、二つ目は社会主義国の法学教育についてです。日本の法学教育はどのように始まり、他国と比べてどのような特徴があるのか。また、社会主義国、特にソ連の法学教育は、アジア諸国の中でもウズベキスタンやモンゴル、カンボジアなど旧社会主義国の法学教育に大きな影響を与えていたと考えられますが、その社会主義国の法学教育にはどのような特徴があるのか、といった基礎知識を学びます。

2日目の午前は、アジア諸国の大学で法学教育に携わっている方々を講師に招きます。ウズベキスタンなどの旧社会主義諸国が計画経済体制の全部または一部を放棄し、市場経済体制への移行を始めてから既に30年がたちました。この30年間で各国の法学教育はどう変化したのか、あるいは変化しなかったのかということと一緒に考えていきたいと思えます。2日目の午後は学生発表と交流のセッションです。ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、カンボジアの学生が、学生の目から見た各国の法学教育の現状と課題を発表してくれる予定です。その後、発表者とサマースクールの参加者で数名ずつのグループに分かれて交流の時間を取りたいと考えています。

サマースクール「アジアの法と社会 2022」の詳細は、6月末に法政国際教育協力研究センター(CALE)のWebサイトで案内する予定です。また、CALEのメーリングリストを通じた案内もしています。メーリングリストはCALEのWebサイトから登録できます。法整備支援やアジア諸国の法に関心がある皆さまのご参加をお待ちしています。

(村上) 続きまして、法整備支援シンポジウムについて、慶應義塾大学大学院法務研究科教授、松尾弘様よりご案内いただきます。

(松尾) 皆さん、こんにちは。慶應義塾大学法科大学院法務研究科で民法と開発法学を担当している松尾と申します。私もこれまでICDやJICAの皆さまと協力し、ラオスやネパールの民法整備をはじめとする法整備支援に関わってきました。私からは、連携企画の第3弾である法整備支援シンポジウムについてご案内したいと思います。

本日冒頭に村上教官からご案内がありましたように、法整備支援シンポジウムは2009年から始まり、今回で14回目となります。第1回目は、当時の赤根智子国際協力部長の発案でスタートしました。赤根元部長はその後、法務総合研究所長、国際司法協力担当大使を経て、現在は常設の国際刑事法廷である国際刑事裁判所(ICC)の判事として、ウクライナ問題を含む国際社会における法の支配の推進の最前線で奮闘しています。

そのような歴史を持つ法整備支援シンポジウムですが、その後、進化して三つのパートに分かれました。その第1パートとして、入門講義に当たるものが、本日の「法整備支援へのいざない」です。そして、第2パートが、傘谷先生から紹介のあった名古屋大学法政国際教育協力研究センターのサマースクールです。ここでインプットを行い、最後に、第3パートとして、その成果も活かしつつ、法整備支援シンポジウムにおいて、プレゼンやディスカッションを行うという企画になっています。

今年のシンポジウムのテーマは、「法の支配を築き上げるために、法整備支援を通じて、私たちは何ができるか？」です。本日の「法整備支援へのいざない」は、非常に充実した内容で、様々な角度から法整備支援の活動が浮き彫りになったのではないかと思います。その上で、法整備支援と法の支配の関係や、法整備支援プロジェクトの内実について、さらに詳しく知りたいと思った方も多いと思います。また、今年のサマースクールでは、特に法学教育に焦点を絞って研究するという案内がありました。これらのインプットを踏まえ、さらに参加者自身の考えを展開し、議論を通じて深掘りしようというのが、今年の法整備支援シンポジウムの趣旨です。

近時、軍政によるクーデターや他国への侵略などの現象を通じて、既存の法秩序を覆したり、法の存在意義を疑わせるような現象が頻発しています。恐らく皆さまも何とも言いようのないストレスを感じる毎日ではないかと思います。そうした実力行使の前に、法は無力なものなのだろうか、軍事力をコントロールする法の支配は本当に構築できるのだろうかという疑問を持つ方が多いのではないかと思います。

こうした問題に答えを出すことは容易ではありません。しかし、法が力を発揮するための様々な条件を丹念に分析・解明し、より強固な法の支配を築き上げるための小さくても重要な要素の一つひとつ積み上げることを通じて、何らかの手がかりを得ることができるかもしれません。そのために、法の支配が今どのような危機に直面しているのか、それがなぜなのかということについて、現状をしっかりと分析し、それを踏まえて、法の支配という一種の建築物を築き上げるために、私たちに何ができるのかということ、様々な立場から自由に議論を交わしたいというのが、このテーマを設定した趣旨です。

シンポジウムのプログラムは二つの部に分けたいと思っています。

第1部はプレゼンテーションです。プレゼンテーションの一つ目の柱は、法の支配がどのような危機に瀕しているのか、その現状や原因と、それを踏まえて、法の支配を築き上げるために法はどのような方法で形作られるべきかということです。とりわけ、アジア諸国では、権威主義国家の下で、政府主導により、短い期間で法律が作られる傾向があります。その場合には、政府関係者と一般市民との間の法の知識や情報のギャップが非常に大きくなります。このことが法の支配を構築する上で大きな妨げになっているのかもしれませんが。このギャップを埋めるためには、媒介者でもある法律の専門家、法曹やパラリーガルやその他法律の知識を持った者をより多く育成する必要があります。これが、今年度は法学教育に焦点を当てて、研究を蓄積しようと考えた理由です。そして、サマースクールではそのことに焦点を当てた情報のインプットをお願いしようと考えた理由です。

プレゼンテーションの二つ目の柱は、市民の法知識や法情報を豊富にするために、市民への法的サービスや情報提供の手段を増やしたり、市民の司法アクセスを増大させるような方法を考えることです。とりわけ、ハンディキャップを負った者や、外国人労働者を含むマイノリティの権利をどのように保護するのかということを考える必要があると思います。

プレゼンテーションに関しては、こちらから依頼するプレゼンテーションとともに、参加者の皆さまから希望を募り、公募の形でプレゼンの機会を設けたいと思っています。

第2部はディスカッションです。第1部のプレゼンテーションを踏まえ、法の支配を築き上げる上で、法整備支援がどのように寄与し得るかということについて、改めて考えて

みたいと思います。とりわけ、私たち自身がそれぞれの立場で何ができるのかという観点から問題提起と議論をしていただき、課題が残れば、それを次年度のシンポジウムのテーマとする形で、次につなげたいと考えています。

開催日時は2022年9月17日（土）の13時から17時まで、ちょうど今日と同じ時間帯で考えています。開催方法は、今のところ会場とオンラインの併用を考えていますが、コロナの状況次第で、会場の利用許可が出ない場合は、オンラインのみとなることもあり得ることをご了承いただければと思います。プレゼンの申し込み方法や参加の申し込み方法、その他の最新情報に関しては、慶應義塾大学大学院法務研究科・グローバル法研究所(KEIGLAD)のホームページ「ニュース・イベント」[<http://keiglad.keio.ac.jp/news-event/>]において、随時お知らせします。

法整備支援シンポジウムのプレゼン、質問、コメント、ディスカッションは全て記録を取り、国際民商事法センター（ICCLC）のホームページに掲載しています。昨年の法整備支援シンポジウムの記録は「ICCLC NEWS」第80号に全文が掲載されているので、ぜひご確認いただければと思います。ICCLCのホームページは、ICDのホームページと同様、法整備支援の情報に対して非常にアクセスしやすいものとなっていますので、ぜひ活用していただければと思います。

では、9月17日に、また皆さまと対面で、またはオンラインで再会できることを楽しみにしています。

（村上） さらに、法務省が主催するグローバルユースフォーラムおよび、法務総合研究所、JICAが主催する法整備支援連絡会について、法務総合研究所国際協力部教官、庄地美菜子よりご案内します。

（庄地） 法務省法務総合研究所国際協力部教官の庄地です。法務省では、ユースの皆さまが集い議論を行う場であるユースフォーラムを定期開催しています。今年は年末ごろに第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムを開催予定です。興味・関心のある方はホームページ「京都 kongress の成果の具体化」、Twitter「京都 kongress & フォローアップ」をご覧ください。

続きまして、来月6月25日（土）に行う法整備支援連絡会についてご案内します。法務総合研究所では、法制度整備支援の関係者の皆さまの連絡協議の場として法整備支援連絡会を毎年行っており、現在参加の申し込みを受け付けています。ただ今 Q&A に記載したリンクから詳細についてご覧いただけるので、本日この「法整備支援へのいざない」にご参加いただき、さらに法制度整備支援について詳しく知りたいと興味・関心を持たれた皆さまにおかれましては、リンクから詳細をご覧の上、ぜひお申し込みいただければと思います。皆さまの参加をお待ちしています。

（村上） それでは、最後に「法の支配を目指して」と題して、公益財団法人国際民商事法センター理事、酒井邦彦様より閉会のご挨拶を頂きます。

## 閉会挨拶「法の支配を目指して」

酒井 邦彦（公益財団法人国際民商事法センター理事・弁護士・元広島高等検察庁検事長）

皆さん、こんにちは。国際民商事法センターの理事をしている酒井と申します。本日の開会挨拶を行った上富さんは法務総合研究所長ですが、私もかつて法務総合研究所長をしており、その関係でずっと法整備支援に携わっています。法務省を辞めた後も、ICCLC という財団法人で法整備支援に関わっています。

本日は 20 分ほど時間を頂き、法の支配を目指す上で最近考えていることをお話ししたいと思います。先ほど松尾先生がそういう問い掛けをしたので、それに対するちょっとした答えになっているかもしれません。

最近ロシアによるウクライナ侵攻や、昨年 2 月のミャンマーにおける軍事クーデターがありました。その前には、カンボジアで野党が非合法化され、民主的な選挙が行われないう独裁政権になってしまったということもありました。そのような中で、法整備支援をしていても、結局最後は力が勝つのではないかという声を耳にすることもあります。

ミャンマーは、2011 年に軍政から民政に移管しました。この機会にぜひミャンマーと手を携えて民主化を進めたいということで、私は翌年の 2012 年にミャンマーに飛んで最高裁判長官と法務長官と協議し、日本政府が法整備支援を行うことが決まりました。その後、2015 年にはアウンサンスーチーさん率いる NLD 政権が政権を取り、このまま順調に民主化が進むのかと思っていたところ、昨年 2 月に突然クーデターが起き、アウンサンスーチーさんは身柄を拘束され、今なおとらわれの身になっています。カンボジアについては、私は民法・民事訴訟法起草の覚書を交わすために 1998 年に森嶋先生と一緒にカンボジアに行き、その後、民法・民事訴訟法を起草しました。そのような経緯がある中で、今回のようなクーデター等を受けて聞こえてくる「法整備支援は無駄なのではないか」「法の支配といっても無力ではないか」という問いに対し、私なりの答えをお話ししたいと思っています。

まず法の支配について考える必要があります。法の支配というのはかなり古い考えで、古代ギリシャにまでさかのぼり、プラトンが法の支配の話をしています。その考えが大きく発展したのが中世のイギリスで、法律家のブラクトンが「国王は何人の下にもない。しかし、神と法の下にある」と述べています。その後、イギリスはコモンロー体系が確立するに従い、法の支配の概念が発展していきました。そして、法の支配を理論化したダイシーが、専断的権力の支配を廃した通常の法の絶対的優位や、身分を問わず全ての人が法律と通常の裁判に服すること（法の下での平等）を説きました。

ところで、法の支配というときの法とは何かというと、一つは法治主義という考えがあります。これは、法は手続きとして正当に成立した法律であれば足りて、その内容は問わないという考えです。つまり、法は何でもよくて、その法に従えばいいということです。ところが、この形式的法治主義の法で、ヒトラーが完全に合憲的な方法で無制限の権力を手に入れたわけであり、法治主義はナチズムの台頭を理論的に阻止することができなかつたわけです。現在は、法の支配といったときの法には中身があり、自由主義、個人の尊厳、基本的人権といった法の下での平等、人間の心の奥底にあるもの、正しいものを内容と捉えて法と考えられています。

われわれがこれまで行ってきた法整備支援の内容を見ると、法の支配の考え方があらゆ

るところに盛り込まれていることが分かると思います。今日はラオスの方からもいろいろな情報提供がなされましたが、私がラオス民法で感激したのは、第1条「この法典は、人、法人、組織の権利義務の発生、変更および終了に関する原則を規定し、もって社会の平等、正義、適法性を保障し、人、法人、組織、国家、集団の正当な権利および利益を確実に保護し、人民の物心両面の要求に応えることに貢献し、ラオス人民各民族の連帯および国の善良な伝統慣習を保護し、社会経済を発展強化させるものである」という部分です。このようなことが書かれている民法を私は初めて見ましたが、これこそまさにラオスの人たちがこの民法に込めた法の支配の心です。先ほどラッタナポーンさんも、法整備とは理論もそうだけでも、こういう気持ちを社会全体に広げることだとおっしゃっていましたが、まさにそれが法の支配だと思います。

カンボジアについては、ご存じのように、クメール・ルージュの時代に人口500万～600万人のうち100万～200万人が殺され、インテリといわれている法律家もほとんど全員が殺され、一説によると裁判官が6人しか残らなかったといわれています。まさにスクラッチからわれわれは法整備支援で法律家を育て、法律を作ってきたわけです。法律家によって国民の権利を守っていくということで、これも法の支配そのものだと思います。

UNODCの田中さんから紹介のあった活動も、刑務所の過剰収容問題は人権侵害の最たるものであり、まさに法の支配を及ぼすプロジェクトと言えらると思います。

西尾さんから説明のあったインドネシアについては、知的財産の裁判の支援をしています。これはそもそも特許が守られなければ誰も発明をしなくなるということから、国の繁栄の基礎である発明を促す目的もありますし、商標が勝手に使われると外国からの投資が全く入らなくなるので、外国の投資もしっかりと促進するために商標も守るという目的があります。そのことから言って、インドネシアの繁栄の基礎となるようなプロジェクトであり、これもまさに法の支配だと思います。ですから、法整備支援というのは、法の支配をその国に行き渡らせることとイコールと考えていいのではないかと思います。

ミャンマーやカンボジアで私たちが取り組んできたことは無駄だったのかというと、そんなことは全くないと思っています。カンボジアは、本当に法律家がいなくてから日本の支援を受けて法律家を育ててきました。私はコロナ禍の前に、アンコールワットがあるシェムリアップで開かれたアジアの法律家の大会に参加し、そこでカンボジアの法律家と話をしましたが、彼らは非常に高い知見とリーガルマインドを持っていました。今は公平・公正な選挙がなされていませんが、彼らはいずれ民主的な選挙が行われるための力になると信じていますし、その後の民主国家を支える力になっていくことは間違いないと思います。

ミャンマーについては、クーデターで多くの方が亡くなっていますが、今でも市民生活は行われているわけで、裁判も行われています。われわれの法整備支援の成果が裁判の手続き等にも表れていますし、私はアウンサンスーチーさんが近く釈放され、ミャンマーが再び民主主義国家になると信じています。そうすれば、既に多くが撤退した外国資本が再度流入することになります。その際には、健全な司法制度が整備されていなければなりません。

ロシアを見ると、結局最後に物を言うのは軍事力ではないかと思われるかもしれませんが、しかし、国際社会における法の支配の存在はロシアにも大きな影響を及ぼしており、プー

チンは、自分がやっていることをジェノサイドと言われることを非常に恐れています。また、国際刑事裁判所の捜査もすごく気にしています。国際社会における法の支配の考え方が、ロシアのアグレッションに対する抑止効果となっていることは間違いないと思います。

法の支配を広めることは、人々の心の中に自由や平等、個人の尊厳という心を植え付けていくことなので、成果はすぐに表れませんし、見えません。ラオスは1998年から法整備支援が始まっています。私もラオスに行って支援の状況を見ていましたが、本当に遅いと思いました。しかし、法整備支援とはそういうものなのです。しかも、一つの世代から次の世代に引き継がれることにより、人々の心の中に個人の尊厳や平等、自由という心が沈殿していくという、非常に時間のかかるプロセスです。先ほどペッサマイさんがおっしゃったように、自分が先生から教わったことを今度は若い人に教えていくというプロセスが、実は法の支配の浸透なのだと思います。

先ほど法の支配はいつ完成するのかという質問がありましたが、法の支配が完成した国は地球上に存在しません。民主主義のチャンピオンといわれたアメリカでも、トランプ大統領が選挙で負けたことをきっかけに暴徒が国会を占拠する事態が起きました。日本も、とても法の支配が完成していると言える状況ではありません。法整備支援のプロジェクトは終わっても、例えば先週から始まったインド太平洋経済枠組み（IPEF）で法の支配の歩みは進めていくわけで、法の支配が完成することはありません。

ですから、われわれは法の支配の歩みを絶対に止めてはいけません。恐らく人類が地球上に存在する限り、法の支配の完成に向けて私たちは歩み続けなければいけないのだと思います。そうであれば、いずれロシアにも法の支配が優越する 때가やって来ると思います。

須田さんが、法整備支援は相手国に対していろいろなことを教えるだけではなく、自分も成長させる機会だとおっしゃっていました。法整備支援はワンウェイではなくツーウェイであり、これまでたくさん法整備支援をしてきたことで日本も成長してきたのだと思います。

ロシアがウクライナへ侵攻し、あるいは中国が権威主義的な傾向を強めるにつれて、欧米からアジア地域への期待が非常に高まっています。ドイツの首相やEUのフォン・デア・ライエン委員長など、たくさんの欧米のリーダーたちが日本を訪問しています。今週からアジアの首脳が日本に集まり、アジアの未来会議が開かれています。現在、世界中から日本のリーダーシップに対する期待が高まっています。これは日本が長い間、アジア各国に公正にODAによる開発援助をしてきた信頼の証であり、そのODAの開発援助の中に法整備支援があることは言うまでもありません。そのような大切な法整備支援に、本日お集まりの皆さまには将来ぜひ携わっていただきたいと思います。憲法の前文に「われらは専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」と書かれています。法整備支援とはまさにそういう行いだと思います。法整備支援について、ぜひこれからも関心を持ち続けて、機会があればそこに飛び込んでいただければと思います。

なお、国際民商事法センターではアジアビジネスローフォーラムを開催しています。今回は8月3日、18時から20時までの予定です。オンライン開催ですが、ここで法整備支援を取り上げます。タイトルは「国際協力と法の役割～より良い国際社会の実現を目指して」です。法整備支援より幅広く国際協力についてお話ができればと思います。今日ご参

加の皆さまには、後日、案内状を送ります。そこに記載の URL から応募していただければ全員参加できますので、ぜひご参加いただければと思います。よろしく申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

## 閉会

(村上) 酒井理事、ありがとうございました。そして長い時間ご参加いただきました皆さま、ご登壇いただきました皆さま、ありがとうございました。本日のシンポジウムをきっかけに、少しでも法整備支援の分野に関心を持っていただければ大変うれしく思います。

最後に、アンケートのお願いと本日の資料に関するお知らせです。本シンポジウムをより良いものとしていくため、アンケートへのご協力をお願いします。

本日の講演等で使用された資料の一部は、後日、当部ホームページに一定期間掲載する予定ですので、ぜひご覧ください。

本日のシンポジウムで撮影・録音した内容は、後日、当部ホームページや機関誌「ICD NEWS」に内容や写真を掲載するのでご了承ください。

最後のご案内です。この後実施される教官との座談会について事前に申し込みをされた方は、既にご案内している座談会用のリンクから座談会のオンライン会場にお入りください。また、会場にいらっしゃる方で座談会に参加される方は、場所を移動することになるので順次ご案内します。座談会は午後 5 時 20 分から開始します。

以上をもちまして、「法整備支援へのいざない」を閉会します。本日は多数の方々にご参加いただき、誠にありがとうございました。

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03) 3505-0525 FAX : (03) 3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 青木